



# 中小企業税制

〈平成30年度版〉



- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 生産性向上による支援特別措置法に
- 6 中小企業経営強化税制
- 6 特例固定資産税の登録免許税・不動産取得税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 農林水産業活性化税制
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 コネクテッド・インダストリーズ税制
- 11 高度化投資促進税制
- 12 地域未来投資促進税制
- 13 研究開発税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

# はしがき

地域の経済と雇用を支えているのは中小企業の皆様です。

こうした中小企業を応援する、様々な税制上の措置が用意されているのを御存知でしょうか？

製造業の方々が新しい設備を入れて、生産性をあげようとする場合、商業、サービス業の方々が自店の魅力向上を図るために投資を行う場合、新規事業開拓のために試験研究をする場合、後継者へ経営のバトンタッチ(事業承継)を行う場合など、企業活動の様々な局面に応じて使える税制が用意されています。

本パンフレットでは、中小企業の皆様に、代表的で、使ってお得な税制措置について、具体的な内容のポイントについて解説しています。

「税制は難しいから…」と敬遠せず、経営上の課題の解決や経営戦略に応じて、上手に活用していただければ幸いです。

## キャラクターの紹介



※このパンフレットは平成30年4月現在の税法等の規定に基づいて作成しています。

# 目次

<b>1. 法人税率の軽減</b>	法人	3
中小法人は、法人税率が低くなっています		
<b>2. 欠損金の繰越控除</b>	法人	4
赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します①		
<b>3. 欠損金の繰戻還付</b>	法人	5
赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します②		
<b>4. 交際費課税の特例</b>	法人	6
新しい顧客の開拓、お得意様との関係維持のために		
<b>5. 生産性向上特別措置法による支援</b>	個人事業主 法人	7
生産性革命の実現を図る企業の設備投資を後押しします		
<b>6. 中小企業経営強化税制</b>	個人事業主 法人	9
経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします①		
<b>6. 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例</b>	個人事業主 法人	17
経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします②		
<b>6. 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例</b>	個人事業主 法人	19
M&A を通じた社外への事業承継を支援します		
<b>7. 中小企業投資促進税制</b>	個人事業主 法人	20
生産性を高めるような設備投資を応援します		
<b>8. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制</b>	個人事業主 法人	22
商業・サービス業の基盤強化を図る投資を応援します		
<b>9. 少額減価償却資産の特例</b>	個人事業主 法人	24
30万円未満の資産は即時に全額経費にできます		
<b>10. コネクテッド・インダストリーズ税制</b>	個人事業主 法人	25
攻めのITへの投資を支援します		
<b>11. 省エネ再エネ高度化投資促進税制</b>	個人事業主 法人	27
高度な省エネ取組みと先進的な再エネ投資を応援します		
<b>12. 地域未来投資促進税制</b>	個人事業主 法人	29
地域経済を牽引する企業を応援します		
<b>13. 中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)</b>	個人事業主 法人	31
試験研究費の一定割合を税額控除することができます		
<b>14. 所得拡大促進税制</b>	個人事業主 法人	34
積極的な賃上げに取り組む企業を応援します		
<b>15. 事業承継税制</b>	法人の経営者	39
スムーズな事業承継のために		
<b>16. 消費税の特例</b>	個人事業主 法人	52
消費税の納税負担が軽減されます		

個人事業主がご利用できる税制には **個人事業主** 法人がご利用できる税制には **法人** と記載しております。



## 1

# 法人税率の軽減

～中小法人は、法人税率が低くなっています～

## 制度の概要

法人税の税率は原則として23.2%です。ただし、中小法人は、平成24年4月1日から平成31年3月31日までに開始する各事業年度分の年800万円以下の所得金額の部分については、税率が15%に軽減されています（本則：19%）。

区分	所得	税率
普通法人	年800万円以下の部分	15%
	年800万円超の部分	23.2%
	中小法人以外の法人	23.2%
公益法人等※1	年800万円以下の部分	15%
協同組合等※2	年800万円以下の部分	15%

※1 公益法人等とは、法人税法別表第2に掲げられている法人です。原則として非課税ですが、収益事業から生じた所得には課税されます。

※2 協同組合等とは、法人税法別表第3に掲げられている各種の組合をいいます。

## 適用対象者

### 中小法人（注）

（注）中小法人とは普通法人のうち、各事業年度終了時において、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のことをいいます。

大企業の子会社は、中小法人に該当しないと聞いたことがあるんですが…。



そうね。次の法人は、資本金が1億円以下でも中小法人とはなりません。

- ①相互会社
- ②大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上の法人）、相互会社等の100%子会社
- ③完全支配関係（100%の出資関係）にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ④投資法人
- ⑤特定目的会社
- ⑥受託法人

## 条文

法人税法第66条（各事業年度の所得に対する法人税の税率）

租税特別措置法第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）

第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）

## 2

# 欠損金の繰越控除

## ～赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します①～

### 制度の概要

青色申告書を提出した事業年度において欠損金(税務上の赤字)が生じた場合には、その事業年度の後の事業年度以降に繰り越して、後の事業年度の所得から欠損金を控除することで、法人税の負担を軽減できます。

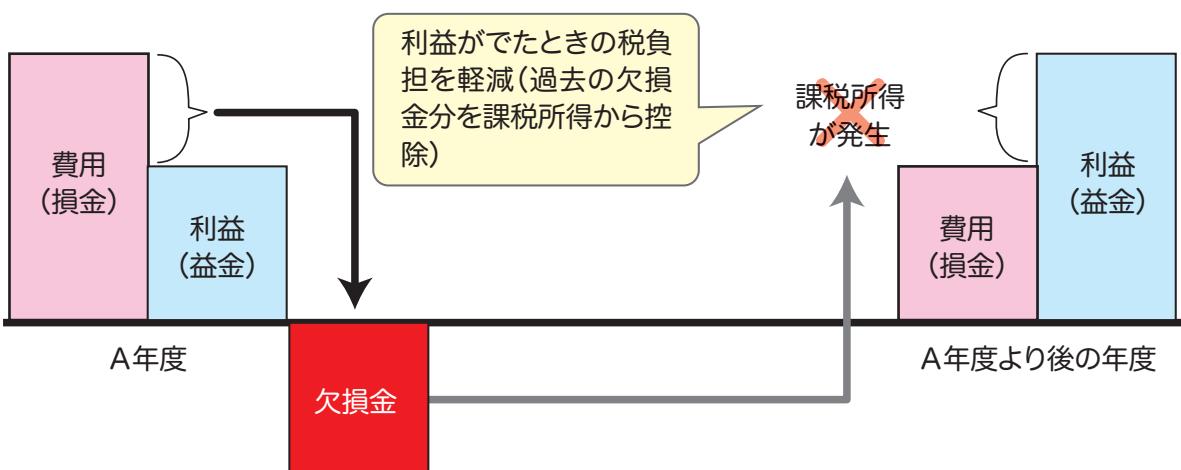
欠損金とは、その事業年度の所得の計算において、益金よりも損金が多かった場合の益金を超える部分の金額をいいます(注1)。

中小法人(P3参照)では、発生した欠損金を、欠損金が発生した事業年度の次の事業年度以後10年間(注2)控除することができます(注3)。

(注1)欠損金の繰戻しによる還付(P5参照)の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額は除かれます。

(注2)平成30年3月31日までに開始した事業年度において生じた欠損金については、9年間繰り越すことができます。

(注3)中小法人以外の法人は平成30年4月1日以後に開始する事業年度については所得の金額に50%を乗じた金額を上限として控除することができます。



### 具体例

A株式会社は、平成30年3月決算に2,000万円の欠損金が生じました。その場合の翌期以降の所得金額は次のようにになります。

	欠損金控除前の所得	所得の計算	欠損金の残高など
平成31年3月	500万円	0 (欠損金 2,000万円 > 500万円)	2,000万円 - 500万円 = 1,500万円
平成32年3月	300万円	0 (欠損金 1,500万円 > 300万円)	1,500万円 - 300万円 = 1,200万円
平成33年3月	200万円	0 (欠損金 1,200万円 > 200万円)	1,200万円 - 200万円 = 1,000万円
平成34年3月	800万円	0 (欠損金 1,000万円 > 800万円)	1,000万円 - 800万円 = 200万円
平成35年3月	100万円	0 (欠損金 200万円 > 100万円)	200万円 - 100万円 = 100万円
平成36年3月	300万円	200万円 (欠損金 100万円 < 300万円)	300万円から繰越欠損金 100万円を控除して 200万円が課税所得となります。

### 条文

法人税法第57条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)

## 3

# 欠損金の繰戻還付

～赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します②～

## 制度の概要

青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、翌事業年度以降に繰越すのではなく、欠損金が生じた事業年度開始日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、既に納めた法人税から、欠損金の分だけ還付を受けることができます。

中小法人（中小法人の範囲はP 3 参照）が欠損金の繰戻還付の適用を受けるためには、以下の条件を満たすことが必要です。

- ①欠損金が生じた事業年度、その事業年度の前1年以内に開始した事業年度とともに青色申告書で確定申告していること
- ②欠損金が生じた事業年度の青色申告書を提出期限内（原則として事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内）に提出していること
- ③欠損金の繰戻しによる還付請求書を欠損金が生じた事業年度の確定申告書に添付して提出していること

（注）適用期間は、平成31年3月31日までに終了する事業年度において欠損金額が生じた場合です。

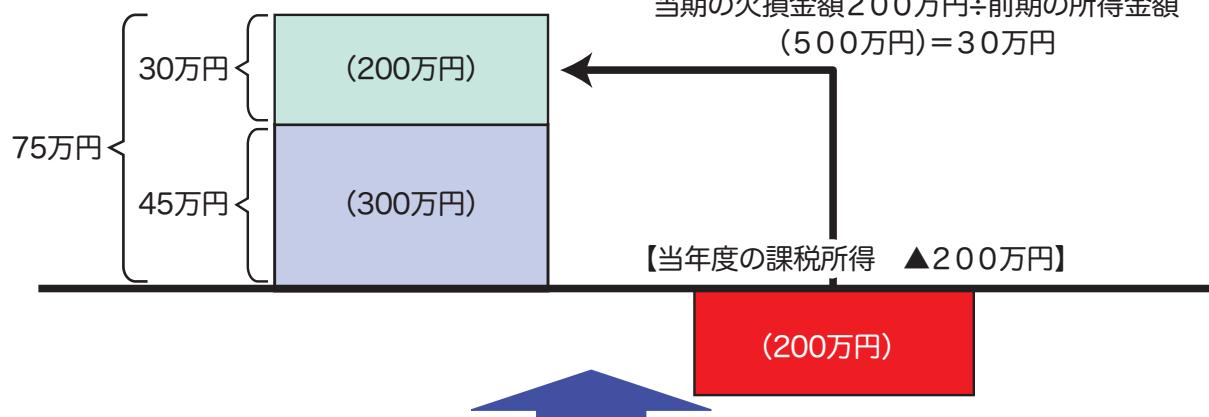
還付請求できる法人税の額 =

前期の法人税額 × 当期の欠損金額 ÷ 前期の所得金額

※前期の所得金額が限度となります。

【前事業年度の課税所得 500万円】  
法人税額  $500\text{万円} \times 15\% = 75\text{万円}$

【還付額の計算】  
前期の法人税額（75万円）×  
当期の欠損金額200万円÷前期の所得金額  
 $(500\text{万円}) = 30\text{万円}$



前年度の課税所得500万円から当年度の欠損金200万円を控除して法人税額を計算すると45万円となります。  
既に支払った税金75万円と45万円の差額30万円が還付請求額と考えるとわかり易くなります。

### 条文

法人税法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）  
租税特別措置法第66条の13（中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

## 4

## 交際費課税の特例

平成30年度税制改正で延長

～新しい顧客の開拓、お得意様との関係維持のために～

## 制度の概要

法人が支出した交際費等は、原則として、全額損金の額に算入しないこととされていますが、中小法人（P3参照）は、①800万円までの交際費等の全額損金算入②接待飲食費の50%の損金算入（注1）の選択適用が認められています（注2）。

（注1）接待飲食費の50%の損金算入の選択適用は中小法人以外の法人にも認められています。

（注2）提供期間は平成32年度3月31日までに開始した事業年度です。

## 交際費等とは……

交際費等とは、交際費、接待費などで、その法人の得意先、仕入先など事業の関係者への接待、供應、慰安、贈答などに要する費用のことをいいます。

また、接待飲食費とは、交際費等のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用のことをいいます。

## 1人当たり5,000円以下の飲食費の取扱い

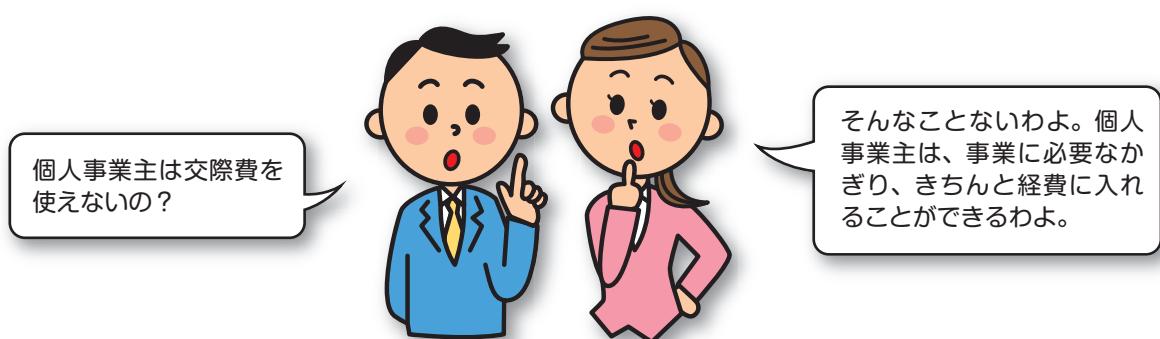
社外の人との飲食等で1人当たり5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれています。

ただし、飲食等のあった年月日、参加した人の名称や関係、参加者数、飲食店の名前と所在地などを記載した書類を保存する必要があります。

（注）5,000円を超えた支出の場合は、超えた部分だけが除外されるのではなく、5,000円を超えた費用全額が交際費等に該当します。

## 適用手続

法人税の確定申告書に「別表（交際費等の損金算入に関する明細書）」を添付すること



条文

租税特別措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）

## ● CHECK!!

平成30年度税制改正で、適用期間が延長されました。

- |    |                    |
|----|--------------------|
| 1  | 法人税率の軽減            |
| 2  | 緑越控除の欠損金           |
| 3  | 緑戻還付の欠損金           |
| 4  | 交際費課税の特例           |
| 5  | 生産性向上による特措法        |
| 6  | 中小企業経営強化税制         |
| 6  | 固定資産税の特例           |
| 6  | 不動産取得税の特例          |
| 7  | 中小企業投資促進税制         |
| 8  | 農林水産業活性化税制         |
| 9  | 少額減価償却の特例          |
| 10 | コネクテッド・インダストリーズの特例 |
| 11 | 省エネ再生エネ高効化投資促進税制   |
| 12 | 地域未来投資促進税制         |
| 13 | 研究開発税制             |
| 14 | 所得拡大促進税制           |
| 15 | 事業承継税制             |
| 16 | 消費税の特例             |

## 5

## 生産性向上特別措置法による支援

平成30年度税制改正で創設

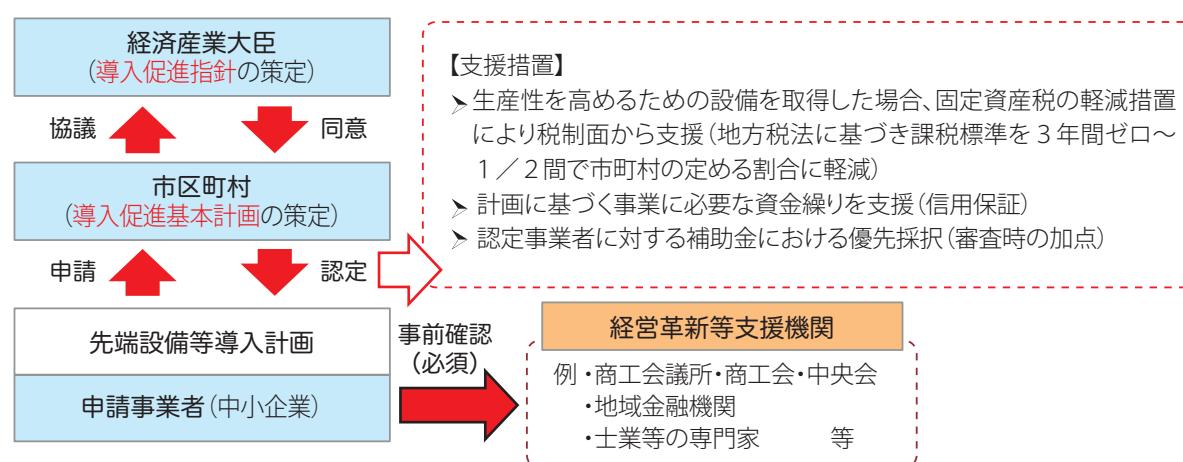
～生産性革命の実現を図る企業の設備投資を後押しします～

## 制度の概要

「生産性向上特別措置法」において、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において、市町村（東京都特別区にあっては東京都）の判断により、平成32年度末までに新規取得される償却資産に係る固定資産税が最初の3年間最大ゼロ※になる特例を講じます。

※課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1／2）を乗じて得た額とする。なお、普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用いる。



## 適用期間

平成33年3月31日までに、対象設備を取得又は製作すること

## 認定対象者

- 中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項）であること
- 下の表の資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たしている事業者

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く  
(注)税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

## 要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ $(\text{労働者数又は労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間})$
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 <b>【減価償却資産の種類】</b> 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○導入促進指針及び導入促進基本計画※に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※市町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合あり

## 固定資産税の特例の概要

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者※1	中小事業者等 (P17参照) のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 <b>【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】</b> ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1/2（※3）に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 償却資産として課税されるものに限る

条文

地方税法附則第15条第47項

## 手続き

※詳細については中小企業庁 HPをご覧ください。

- (1) 先端設備等導入計画の申請にあたっては、経営革新等支援機関に事前確認が必要ですので、身近な当該機関にご相談ください。
- (2) 事前確認後、所在する市町村（東京都特別区含む）に対し、先端設備等導入計画の申請をしてください。また、固定資産税の特例を活用するためには、対象設備の要件を満たすことについて工業会等による証明書を取得の上、先端設備等導入計画の申請時に提出する必要があります。（認定までに取得が間に合わない場合には、事後提出が可能）
- (3) (2)で市町村（東京都特別区含む）に認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付する必要があります。

## 問い合わせ先

所在する市町村（東京都特別区含む）

## 6

## 中小企業経営強化税制

～経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします①～

## 制度の概要

本制度は、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却（注1）又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）（注2）が選択適用できるものです。

（注1）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）税額控除は、中小企業投資促進税制（P21参照）、商業・サービス業・農林水産業活性化税制（P23参照）の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

## 適用対象者

青色申告書を提出する「中小企業者等（注）」で、中小企業等経営強化法13条1項の認定を受けた同法の中小企業者等に該当するもの

## （注）中小企業者等とは、（※租税特別措置法第42条の4第3項）

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・農業協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会等）

ただし、以下の法人は対象外

- ①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人もしくは資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける子会社
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

※ 平成31年4月1日以後に開始する年度より、3年間平均15億円を超える所得を得ている法人は対象外。

## 適用期間

平成31年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すこと。

## 対象設備

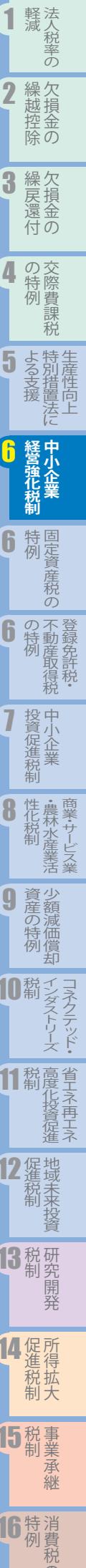
詳細は次ページ以降をご確認ください。

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置（160万円以上/10年以内）</li> <li>◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）</li> <li>◆器具備品（※1）（30万円以上/6年以内）</li> <li>◆建物附属設備（※2）（60万円以上/14年以内）</li> <li>◆ソフトウェア（※3）（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置（160万円以上）</li> <li>◆工具（30万円以上）</li> <li>◆器具備品（※1）（30万円以上）</li> <li>◆建物附属設備（※2）（60万円以上）</li> <li>◆ソフトウェア（※3）（70万円以上）</li> </ul>
その他要件	生産等設備を構成すること（事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等	

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行なう法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行なう事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2 医療保健業を行なう事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。



## 指定事業

農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貨渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品販賣業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合(他に分類されないもの)、サービス業(他に分類されないもの)

(注1)中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。

(注2)電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業(映画業を除く)等は対象になりません。

(注3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

## 適用手続

### <個人事業主>

- 特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「④割増(特別) 償却費」の欄に特別償却の額を、「適用」の欄に特例名(措法10の5の3)を記入すること。
- 税額控除の場合、「明細書」を確定申告書に添付すること。

### <法人>

- 特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」と適用額明細書を添付すること。
- 税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」と適用額明細書を添付すること。

### 条文

#### 租税特別措置法

第10条の5の3(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)【所得税】

第42条の12の4(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【法人税】

第68条の15の5(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【連結法人】

### (コラム) 中小企業等経営強化法について

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。



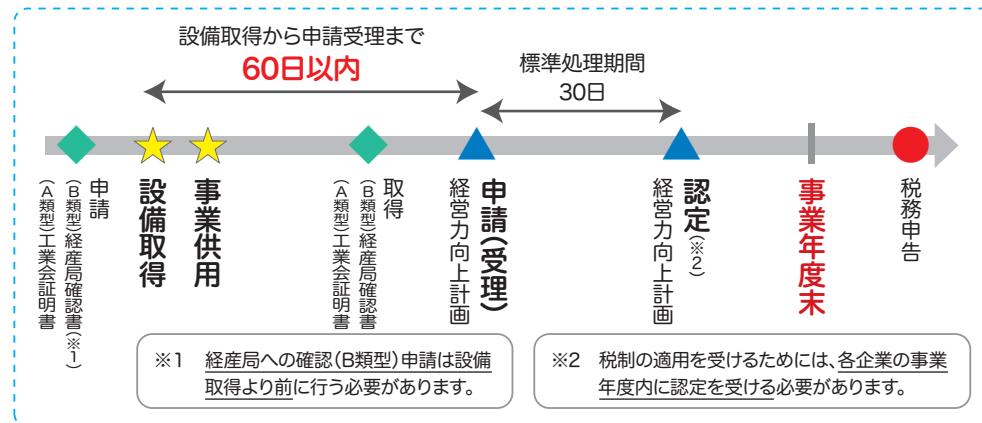
# 中小企業経営強化税制

## 制度の詳細

本制度の適用を受けるためには、経営力向上計画の中で、①生産性向上設備又は②収益力強化設備として認定を受けることが必要になります。原則、設備の取得前に経営力向上計画の認定を受ける必要がありますので、本制度をご検討の際は、お早めに手続きを進めてください。

なお、原則に従うことができない場合でも、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理されれば適用することが可能です。

### 【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



### ①生産性向上設備(A類型)の適用手続き

#### 要件

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデルであること  
(最新モデルである必要はありません)
- ②経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であること（※）  
※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品（※1）	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※2）	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※3）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

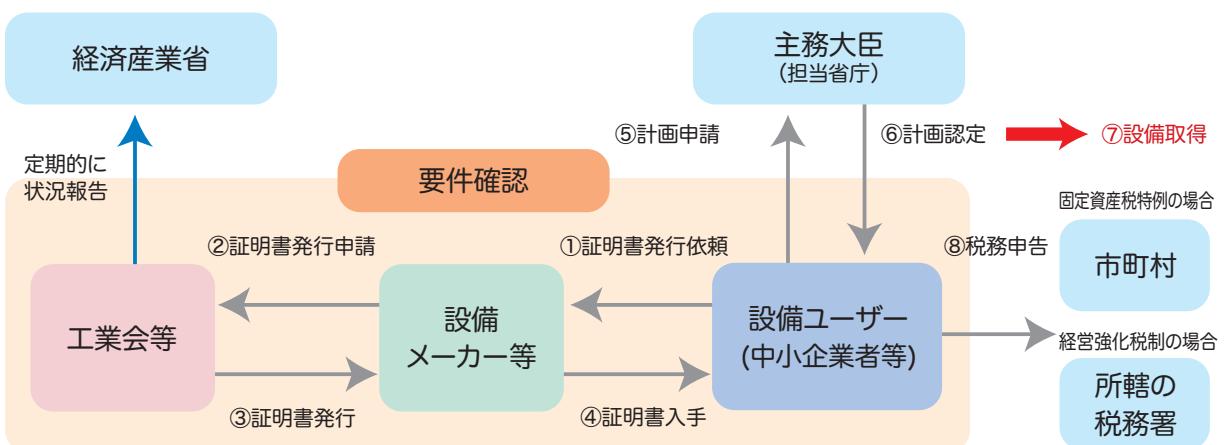
※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。

1	法人税率の軽減
2	緑越控除の欠損金
3	緑戻還付の欠損金
4	交際費課税の特例
5	生産性向上による支援措置法
6	中小企業強化税制
7	固定資産税の特例
8	不動産登録免許税
9	登録免許税の特例
10	中小企業投資促進税制
11	農林水産業活性化税制
12	少額減価償却
13	インダストリーズ・コネクテッド
14	省エネ更生不動産税制
15	高効率化投資促進税制
16	地域未来投資促進税制
17	研究開発税制
18	所得拡大促進税制
19	事業承継税制
20	消費税の特例

## 手続き

- (1) 設備メーカーに証明書の発行を依頼してください!  
生産性向上設備については、設備メーカー等が工業会等において、前ページの要件を満たしていることを確認して、工業会等から証明書を発行してもらいます。
- (2) 経営力向上計画を策定してください!  
(1)で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、証明書（写し）を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。
- (3) 設備取得＆税務申告  
(2)で主務大臣に認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付する必要があります。



生産性向上設備として認定を受けた場合は、経営強化法に係る固定資産税の特例も適用できる可能性があります。一部要件が異なっておりますので、詳細はP17をご確認ください。

※同時に適用する場合、証明書は1枚で構いません。

## 工業会等の問い合わせ先

中小企業庁のホームページで、証明書を発行する工業会等のリストを掲載しています。  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoulist.pdf>

また、より詳細な手続きについては、中小企業庁のホームページで手引きを公開しておりますので、ご確認ください。  
なお、減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士又は所轄の税務署までお問い合わせください。

1  
法人税率の  
軽減2  
繰越控除  
欠損金の3  
繰戻還付  
欠損金の4  
交際費課税  
の特例5  
特別措置法による支援  
生産性向上に6  
中小企業  
経営強化税制6  
固定資産税の  
特例6  
不動産登録免許税  
の特例7  
中小企業  
投資促進税制8  
農林水産業  
・漁業サービス業  
活性化税制9  
少額減価償却  
資産の特例10  
「タクテツド・  
インダストリーズ」  
税制11  
省エネ再エネ  
高効率化税制  
促進12  
地域未来投資  
促進税制13  
税研究開発14  
促進得拡大  
税制15  
税事業承継16  
特例消費税の

# 中小企業経営強化税制

## ②収益力強化設備(B類型)の適用手続き

### 要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)
機械装置	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※1）	全て	30万円以上
建物附属設備（※2）	全て	60万円以上
ソフトウェア（※3）	全て	70万円以上

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行なう法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行なう事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2 医療保健業を行なう事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。

なお、年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

「営業利益+減価償却費※1」の増加額※2
設備投資額※3

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

### 手続き

（1）まずはお付き合いのある税理士又は公認会計士にご相談ください！

収益力強化設備は、投資計画を策定して、その内容を税理士又は公認会計士に事前確認してもらう必要があります。

（2）経済産業局にご連絡したうえで、申請書をご持参・ご説明ください！

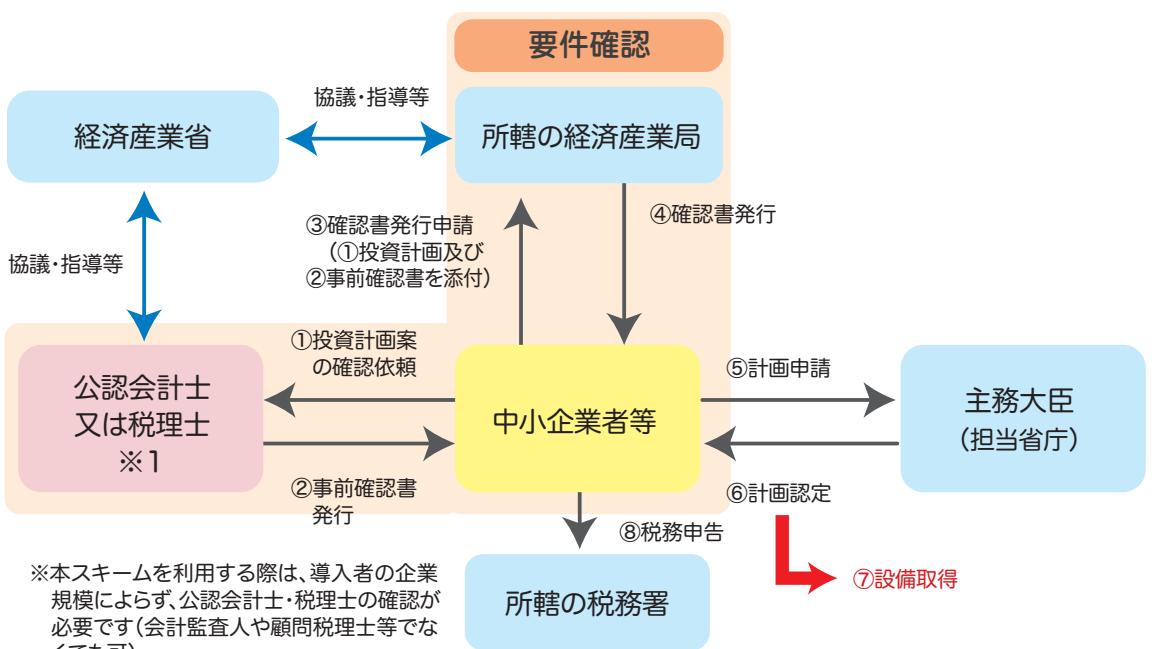
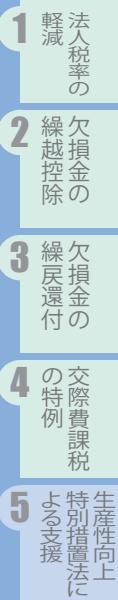
本社所在地を管轄する経済産業局（次ページ参照）に投資計画とともに（1）の事前確認書をご持参・ご説明ください。

（3）経営力向上計画を策定してください！

（2）で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、確認書（写し）を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。

（4）設備取得＆税務申告

（3）で主務大臣に認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付する必要があります。



### 各経済産業局の問い合わせ先(B類型について)

(お問い合わせ先)	(管轄地域)
○北海道経済産業局 中小企業課（直通：011-709-3140）	北海道
○東北経済産業局 経営支援課（直通：022-221-4806）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課（直通：048-600-0338）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室（直通：052-951-0253）	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課（直通：076-432-5401）	富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課（直通：06-6966-6065）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 中小企業課（直通：082-205-5316）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課（直通：087-811-8529）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 中小企業課（直通：092-482-5592,5593）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課（直通：098-866-1755）	沖縄県

また、より詳細な手続きについては、中小企業庁のホームページで手引きを公開しておりますので、ご確認ください。  
なお、減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士又は所轄の税務署までお問い合わせください。

### 問い合わせ先

#### <経営強化税制について>

中小企業税制サポートセンター 電話:03-6281-9821(平日9:30-17:00)

#### <経営力向上計画について>

中小企業庁事業環境部企画課 電話:03-3501-1957

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

# 中小企業経営強化税制

## よくある質問とその回答

### Q1 生産等設備について

**【問】 本税制の対象となる生産等設備とはどのような設備を指すのか。**

**【答】** 生産等設備とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいいます。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は対象外となります。一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となります。

### Q2 取得価額の範囲

**【問】 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。**

**【答】** 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用)、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額(即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等)のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

### Q3 補助金制度との併用について

**【問】 設備取得の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、税制の対象となるのか。**

**【答】** 原則として対象になります。法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が税額控除対象金額となります。また、補助金側に併用を制限する場合がありますのでご注意ください。

### Q4 単品の取得価額は、どのように判定するのか。

**【問】 単品の取得価額は、どのように判定するのか。**

**【答】** 機械及び装置又は器具及び備品の一台又は一基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定しますが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができますので、「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。個別のケースについて判断に迷われる場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

### Q5 取得のタイミングについて

**【問】 取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか。**

**【答】** 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等の購入等をしたこと(請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

1	法人税率の軽減
2	緑越控除の欠損金
3	緑戻還付の欠損金
4	交際費課税の特例
5	生産性向上による支援措置法
6	中小企業経営強化税制
6	固定資産税の特例
6	登録免許税の不動産取得税
7	中小企業投資促進税制
8	商業・サービス業・農林水産業活性化税制
9	少額減価償却の資産の特例
10	コネクテッド・インダストリーズの税制
11	省エネ導入促進の税制
12	地域未来投資促進税制
13	研究開発の税制
14	所得拡大促進税制
15	事業承継の税制
16	消費税の特例

## Q6 事業の用に供するとは

【問】 事業の用に供するとは、具体的にどのタイミングを指すのか。

【答】 業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

## Q7 リース資産の取扱い

【問】 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となるのか。

【答】 ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能(即時償却は利用不可)となります。なお、税額控除額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

## Q8 他の税制との重複適用について

【問】 他の税制との重複適用は可能か。

【答】 同じ減価償却資産で2以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできませんが、固定資産税の特例措置とは重複して利用することができます。

## Q9 対象業種について

【問】 これらの支援措置は業種問わず利用することは可能か。

【答】 中小企業経営強化税制の指定事業は、中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制における指定事業となります。固定資産税の特例については、指定事業が定まっておらず、業種を問わず利用可能です(機械装置以外の設備については、一部の地域では対象業種に限定がかかりますのでご注意ください。)。

## Q10 売電を目的とした太陽光の取扱い

【問】 売電のみを目的とした太陽光発電設備の導入は対象になるのか。

【答】 全量売電の場合には、電気業の用に供する設備になると考えられます。電気業については中小企業経営強化税制の指定事業に含まれておらず、対象となりませんのでご注意ください。但し、その営む事業が指定事業に該当し、全量売電ではなく発電した電気の一部をその指定事業に使用している場合(例えば製造業の工場で使用)については、対象となります。

### ● CHECK!!

その他、よくある質問については、中小企業庁のホームページでQ & A集を公開しておりますので、ご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokaqanda.pdf>

# 6 固定資産税の特例

～経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします②～

## 制度の概要

本制度は、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されるものです。

### 適用対象者

中小事業者等（注）で、中小企業等経営強化法13条1項の認定を受けた同法の中小企業者等に該当するもの

**(注)中小事業者等とは、**

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

ただし、以下の法人は対象外

- ①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人もしくは資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける子会社  
 ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

### 適用期間

平成31年3月31日までに、対象設備を取得又は製作すること。

### 対象設備

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデルであること（最新モデルである必要はありません）  
 （中古資産は対象外です）  
 ②経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であること

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具（※1）	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品（※1）	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※1、2）	全て	60万円以上	14年以内

※1 工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域（東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都）において対象業種に限定あり。（詳細は中小企業庁のホームページをご確認ください）

※2 償却資産として課税されるものに限る。

### 手続き

上記の要件を満たすことについて、工業会等から証明書を取得する必要があります。証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについては、P12をご参照ください。

## 適用手続

税務申告に際しては、工業会の証明書、経営力向上計画の申請書及び認定書(いずれも写し)が必要です。詳しくは申告をする自治体にご確認ください。

条文

地方税法附則第15条第43項(固定資産税等の課税標準の特例)

## よくある質問とその回答

### Q1 補助金を受けた場合の取扱い

**【問】 補助金を受けた設備の取得価格をおしえてください。**

**【答】** 固定資産税につきましては、圧縮記帳の適用はありませんので、補助金分を差し引かない額が取得価格となります。(3,000万円の設備取得に1,000万円の補助金があった場合でも、取得価格は3,000万円となります)。

### Q2 リース資産の取扱い

**【問】 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となるのか。**

**【答】** ファイナンスリース取引については対象になります。ファイナンスリースのうち、所有権移転外リース取引で設備を導入した場合、固定資産税はリース会社が納付しますが、事業者が支払うリース料金に含まれる固定資産税相当額は軽減されます。詳しくは中小企業庁のホームページをご確認ください。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

### Q3 地域による業種限定の考え方

**【問】 本店所在地と投資地域が異なる場合、地域の限定はどのようになるのか。**

**【答】** 設備の所在地(納税地)で判断します。

## 問い合わせ先

### <固定資産税の特例について>

中小企業税制サポートセンター 電話:03-6281-9821(平日9:30-17:00)

### <経営力向上計画について>

中小企業庁事業環境部企画課 電話:03-3501-1957

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は各自治体の税務窓口にお問い合わせください。

# 経営強化法による支援 登録免許税・不動産取得税の特例

個人事業主

法人

6

平成30年度税制改正で創設

～M&amp;Aを通じた社外への事業承継を支援します～

## 制度の概要

本制度は、他者から事業承継を行うために、合併、会社分割及び事業譲渡を実施する場合に、不動産の権利移転等に際して生じる登録免許税・不動産取得税を軽減するものです。

### 適用対象者

中小企業者等であって、他の中小企業者等から合併、会社分割又は事業譲渡により事業を承継することを内容に含む経営力向上計画を策定した上、当該計画につき中小企業等経営強化法13条1項又は第14条第1項の認定を受けたもの

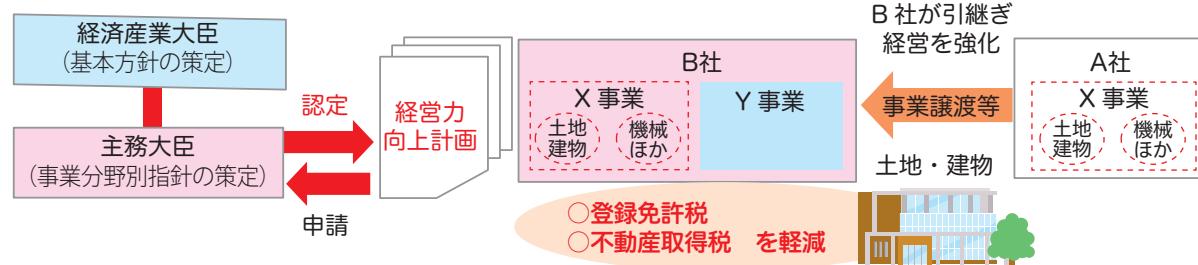
### 適用期間

平成32年3月31日までに中小企業等経営強化法の認定を受けていること

### 対象資産

他の中小企業者等から合併、会社分割又は事業譲渡により取得する土地・建物

### 手続き



#### (1) 経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。

他の中小企業者との間で合併、会社分割又は事業譲渡を行った上で、引き継いだ事業に関する経営力向上を行うことを内容とする経営力向上計画を策定した上、主務大臣に申請し、認定を受けてください。

#### (2) 合併等の実行

主務大臣の認定を受けた後、合併、会社分割又は事業譲渡を行ってください。なお、登記申請の際、主務大臣名義の証明書を添付して申請する必要があります。

#### <登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時 の税率
不動産の 所有権 移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%※	1.6%※

※ 平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

#### <不動産取得税の課税標準の特例>

	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合※1)
土地住宅	3.0%	取得した不動産の 価格の1/6に相当 する額を控除
住宅以外の 家屋	4.0%※2	

※1 合併・一定の会社分割の場合は非課税

※2 事務所や宿舎等の一定の不動産を除く

※ 本制度の施行は、本年7月上旬を予定しております。施行に当たっては、中小企業庁ウェブサイトにて説明資料等の公表も行いますので、そちらもご確認いただけますと幸いです。

### 問い合わせ先

#### <事業承継等に係る特例について>

中小企業庁事業環境部財務課 電話:03-3501-5803

#### <経営力向上計画について>

中小企業庁事業環境部企画課 電話:03-3501-1957

7

# 中小企業投資促進税制

～生産性を高めるような設備投資を応援します～

## 制度の概要

本制度は、一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却(注1)又は7%の税額控除(注2)が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるものです。

(注1)特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

(注2)税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。平成29年度税制改正により中小企業経営強化税制(P9参照)、商業・サービス業・農林水産業活性化税制(P22参照)と合わせて20%が上限となりました。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

### 適用対象者

青色申告書を提出する「中小企業者等」(P9 参照)

### 適用期間

平成31年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

### 対象設備

設備	要件
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
測定工具・検査工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの (事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)
一定のソフトウェア	一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの (事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む)
普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上(注2)
内航船舶	全て(注3)

(注1)中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

(注2)普通貨物自動車は、道路運送車両法に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するものが対象です。

(注3)取得価額の75%が対象となります。

### 指定事業

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貨渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業)、農業、林業、漁業、水産養殖業

(注)不動産業、物品販賣業、電気業、映画業以外の娯楽業等は対象になりません。また、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業についても、対象なりません。

- 1 軽減 法人税率の
- 2 緑越控除 欠損金の
- 3 緑戻還付 欠損金の
- 4 交際費課税 特例
- 5 生産性向上 特別措置法による支援
- 6 中小企業 経営強化税制
- 6 固定資産税の 特例
- 6 不動産取得税 登録免許税の
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 農業・サービス業 業活性化税制
- 9 少額減価償却 資産の特例
- 10 税制インダストリーズ コネクテッド・
- 11 税制高齢化支援促進 省エネ再エネ
- 12 促進税制 地域未来投資
- 13 税制研究開発
- 14 促進税制 所得拡大
- 15 税制事業承継
- 16 特例消費税の

# 中小企業投資促進税制

## 適用手続

### <個人事業主>

- 特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「○割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法10条の3）を記入すること。
- 税額控除の場合、「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること。

### <法人>

- 特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（中小事業者等又は中小連結法人が取得した機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）と適用額明細書を添付すること。
- 税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」（中小事業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）と適用額明細書を添付すること。

#### 条文

租税特別措置法第10条の3（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】

第42条の6（中小事業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】

第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

### ● CHECK!!

平成29年度税制改正において、適用期間が2年間延長されました。なお、器具備品（一定の電子計算機、デジタル複合機、試験又は測定機器）は対象外になりました。これらの設備投資をお考えの際は、中小企業経営強化税制（P9参照）又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制（P22参照）の活用をご検討ください。

## よくある質問とその回答



### 対象となるソフトウェア

**【問】 中小企業投資促進税制で対象となるのは、どのようなソフトウェアですか？**

**【答】** 一の取得価額が70万円以上の一定のソフトウェアが対象となります。ただし、複写して販売するための原本、研究開発用ソフトウェアは対象外となります。

また、サーバー用オペレーティングシステム、サーバー用仮想化ソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア、不正アクセス防御ソフトウェアのうち、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）の規格15408に基づく評価・認証がないものは対象外となります。詳しくは租税特別措置法施行規則第5条の8【所得税】、第20条の3【法人税】をご参照ください。

## 問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日9:30-17:00）

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

8

# 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

～商業・サービス業の基盤強化を図る投資を応援します～

## 制度の概要

本制度は、一定の器具備品並びに建物附属設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却(注1)又は7%の税額控除(注2)が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるものです。

(注1)特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

(注2)税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。また、中小企業経営強化税制(P9参照)、中小企業投資促進税制(P20参照)と合わせて20%が上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

### 適用対象者

アドバイス機関(注)から、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けた、青色申告書を提出する中小企業者等(P9参照)

(注) アドバイス機関とは、

「認定経営革新等支援機関、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、都道府県生活衛生営業指導センター、農業協同組合、農業協同組合連合会、存続中央会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、商店街振興組合連合会」を指します。なお、アドバイス機関が自身で行う設備投資については、本税制の対象外となっています。

### 適用期間

平成31年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

### 対象設備

経営の改善に資する資産として、その交付を受けた経営改善指導助言書類に記載された一定の器具及び備品並びに建物附属設備。

設備	要件
器具及び備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

※中古品、貸付の用に供する設備等は対象外です。

### 指定事業

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品販賣業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業(教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業))、農業、林業、漁業、水産養殖業

(注)なお、風俗営業に該当するものは、①料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業で生活衛生同業組合の組合員が営むもの、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けているもの、以外は指定事業から除かれます。また、性風俗関連特殊営業に該当するものも指定事業から除かれます。

1 軽減 法人税率の

2 繰越控除 欠損金の

3 緑 房還付 欠損金の

4 交際費課税 の特例

5 生産性向上 よる支援 特別措置法に

6 中小企業 経営強化税制

6 固定資産税の 特例 不動産取得税 登録免許税

6 の特例 不動産取得税 登録免許税

7 中小企業 投資促進税制

8 農林水産業活性化税制 農業・サービス業

9 少額減価償却 資産の特例

10 税制 コネクテッド・インダストリーズ

11 税制 高度化投資促進 省エネ再生エネ

12 促進税制 地域未来投資

13 税制 研究開発

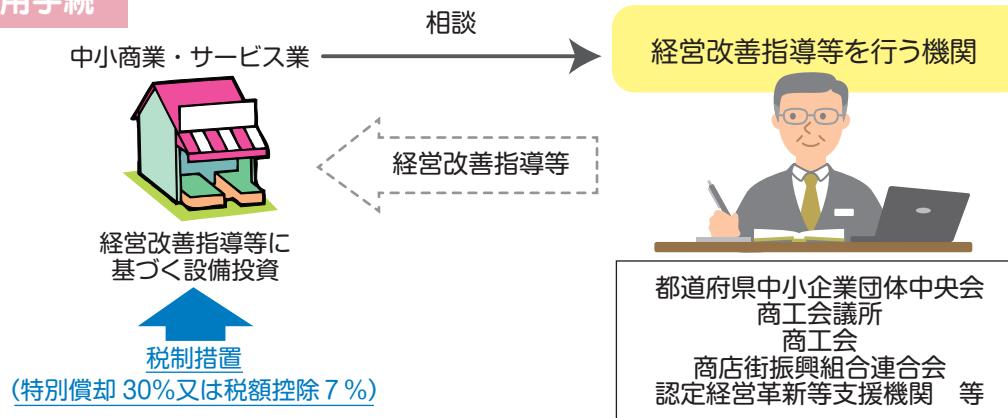
14 促進税制 所得拡大

15 税制 事業承継

16 特例 消費税の

# 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

## 適用手続



### <個人事業主>

- 特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「②割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「適用」の欄に特例名（措法10条の5の2）を記入すること。
- 税額控除の場合、「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること。

### <法人>

- 特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（特定中小事業者等又は特定中小連結法人が取得した経営改善設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）と適用額明細書を添付すること。
- 税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」（特定中小事業者等又は特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）と適用額明細書を添付すること。

### <個人事業主・法人共通>

アドバイス機関から指導助言を受けたことを明らかにする書類として、中小企業者等の氏名・名称、取得する設備の明細、アドバイス機関の氏名・名称、住所・所在地、アドバイスを行った年月日、アドバイスの内容等が記載されたものが必要です。

（注）アドバイス機関からのアドバイスは設備の導入前に受ける必要がありますが、アドバイスを受けたことを明らかにする書類の交付は設備の導入後であっても構いません。

#### 条文

租税特別措置法第10条の5の2（特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】

第42条の12の3（特定中小事業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】

第68条の15の4（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連絡法人】

## よくある質問とその回答



### 認定経営革新等支援機関とは

**【問】 認定経営革新等支援機関とは何ですか？**

**【答】** 認定経営革新等支援機関とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、中小企業者が安心して経営相談等を受けられるように、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者として国が認定した金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等のことです。全国で約26,000の認定機関が認定されており（平成29年4月1日時点）、中小企業庁のホームページにて公開しております。（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>）

## 問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日9:30-17:00）

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

9

# 少額減価償却資産の特例

平成30年度税制改正で延長

～30万円未満の資産は即時に全額経費にできます～

## 制度の概要

中小企業は、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）であれば、即時にその全額を経費として算入することができます。

### 適用期間

取得価額が30万円未満の減価償却資産を平成32年3月31日までの間に取得等して、事業の用に供した場合に適用となります。（合計300万円まで）

### 適用対象者

青色申告書を提出する「中小企業者等」（P9参照）

（注）中小企業者等でも、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は、対象になりません。

### 適用手続

#### <個人事業主>

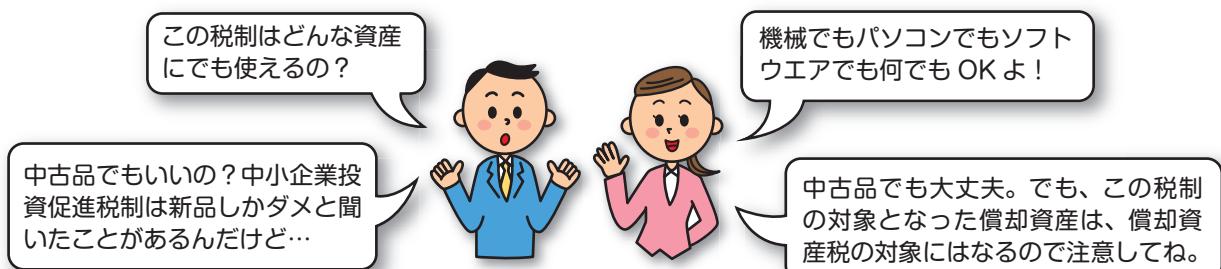
青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「摘要」欄に「措法28の2」と記載すること

#### <中小法人>

法人税の確定申告書に「別表（少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書）」と「適用額明細書」を添付すること

#### <少額の減価償却資産の取扱い>

取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満 ※中小企業者等のみ
必要経費、損金への算入	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	—	—	合計300万円以下



条文	租税特別措置法第28条の2（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例）【所得税】
	第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）【法人税】
	第68条の102の2（中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）【連結法人】

### ● CHECK!!

平成30年度税制改正において、適用期間が延長されました。

1 軽減 法人税率の  
減税  
2 緑越控除 欠損金の  
総括  
3 緑戻還付 欠損金の  
総括  
4 交際費課税 特例  
5 生産性向上  
による支援 特別措置法に  
登録免許税  
6 中小企業  
経営強化税制  
6 固定資産税の  
特例 不動産取得税  
7 中小企業  
投資促進税制  
8 農林水産業  
サービス業  
9 少額減価償却  
資産の特例  
10 税制  
インダストリーズ  
コネクテッド  
11 税制  
高齢化投資促進  
省エネ再生エネ  
12 促進税制  
地域未来投資  
13 税制  
研究開発  
14 促進税制  
所得拡大  
15 税制  
事業承継  
16 特例  
消費税の

10

# コネクテッド・インダストリーズ税制

平成30年度税制改正で創設

～攻めのITへの投資を支援します～

## 制度の概要

本制度は、一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用によって生産性を向上させる取り組みを対象に、センサーヤロボット、システムなどの導入に対して30%の特別償却又は3%（賃上げを伴う場合は5%）の税額控除（注1）の措置を受けられる制度です。

税制措置を適用するためには、事業者が当該取組内容に関する事業計画を作成し、主務大臣の認定及び確認を受ける必要があります。

（注1）税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の15%（賃上げを伴う場合は20%）までが上限となります。

### 【計画認定の要件】

#### ①データ連携・利活用の内容（以下のいずれかを満たすこと）

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・企業の競争力上重要なデータをグループ企業間や事業所間で連携

#### ②セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家（登録セキスペ等）が担保

#### ③生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

- ・労働生産性：年平均伸率2%以上
- ・投資利益率：年平均15%以上



## 課税の特例の内容

▶ 認定及び確認された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3% (法人税額または所得税額の15%を限度)
		5% (法人税額の20%を限度) ※

#### 【対象設備の例】

データ収集機器（センサー等）、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム（サーバ、AI、ソフトウェア等）、サイバーセキュリティ対策製品 等

**最低投資合計額：5,000万円**

※ 計画の認定に加え、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$ を満たした場合。

1	法人税率の軽減
2	緑越控除の欠損金
3	緑戻還付の欠損金
4	交際費課税の特例
5	生産性向上による支援措置法
6	中小企業経営強化税制
6	固定資産税の特例
6	登録免許税・不動産取得税の特例
7	中小企業投資促進税制
8	農業・林水産業活性化税制
9	少額減価償却資産の特例
10	コネクテッド・インダストリーズ税制
11	省エネ再生エネ高効化投資促進税制
12	地域未来投資促進税制
13	税制研究開発
14	所得拡大促進税制
15	事業承継税制
16	消費税の特例

## 適用対象者

青色申告書を提出する法人・個人事業主

## 適用期間

平成33年3月31日までに、認定計画に含まれる設備を新設又は増設し、その事業の用に供すこと

## 対象設備

認定計画に記載されているソフトウェア、そのソフトウェアとともに取得・製造した器具・備品及び機械・装置（注）

（注）機械・装置については、データの継続的かつ自動的な収集を行うもの又は革新的データ産業活用による分析を踏まえた生産、販売その他の事業活動に対する継続的な指示を受けるものであること

※その他対象となりえる要件があります。

## 適用手続

### ①革新的データ産業活用計画の策定

- ・事業計画の策定に当たっては、セキュリティ要件を満たしていることについて、登録セキスペ（情報処理安全確保支援士）の確認を受ける必要があります。
- （中小企業者等においては、ITコーディネータによる確認も可）

### ②革新的データ産業活用計画の申請・認定

- ・申請書を提出する場合は、申請前に一度計画案をもって、提出先の局（本社所在地を管轄する経済産業局又は総合通信局）に面で事前相談を行い、その後関係する省庁にそれぞれ申請を行います。
- ・認定を受けた場合、申請を行った省庁からそれぞれ認定書が交付されます。（申請から認定まで約30日かかります。）

## よくある質問とその回答

### 税制適用について



コネクテッド・インダストリーズ税制は、計画が認定及び確認される前に事業の用に供した設備にも適用できますか？

【答】 計画認定は、設備の取得等の前に行われている必要がありますので、計画が認定及び確認される前に事業の用に供した設備については本税制の対象外となります。

## 問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課 電話：03-3501-2646  
本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

11

# 省エネ再エネ高度化投資促進税制

平成30年度税制改正で創設

～高度な省エネ取組みと先進的な再エネ投資を応援します～

## 制度の概要(省エネ)

省エネ法<sup>※1</sup>の特定事業者など要件を満たす者が、省エネ設備を新たに取得等して事業の用に供した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は中小企業等のみ)を措置する制度です。

### ①省エネ促進税制

省エネ法に基づき提出した「中長期計画書」に記載した対象設備(ボイラー・工業炉・産業用ヒートポンプ、コーポレーション設備、モータ、変圧器、エネルギー・マネジメントシステム等、一定の要件を満たすもの)を導入する際に、税制優遇が受けられます。

### ②連携省エネ税制

改正後<sup>※2</sup>の省エネ法に基づく「連携省エネルギー計画」の実施に必要な設備を導入する際に、税制優遇が受けられます。

※1 省エネ法:エネルギーの使用の合理化等に関する法律

※2 連携省エネルギー設備投資は第196回国会にて可決・成立し、6月13日に公布された「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行を前提とした制度です。

## 適用対象者

青色申告書を提出する個人事業主又は法人であって、以下に該当する者。

- ①省エネ法の特定事業者・特定連鎖化事業者(その加盟者も含む)のうち、「事業者クラス分け評価制度」において、2年連続「S評価」となった者。
- ②改正後の省エネ法に基づき「連携省エネルギー計画」の認定を受けた事業者。

## 適用期間

下記の期間内に、対象設備を取得等し、事業の用に供する必要があります。

- ①平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- ②改正省エネ法施行日から平成32年3月31日まで

## 適用手続

- ①経済産業局に確認申請書を提出し、確認書の交付を受ける必要があります(確認書は原則5年間保存する必要があります。)。
- ②平成30年4月1日時点では未定です。

### 条文

租税特別措置法第10条の2(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)【所得税】  
第42条の5(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【法人税】  
第68条の10(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【連結法人】

対象設備などの要件の詳細は、資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/information/180323a/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/)

## 制度の概要(再エネ)

本制度は、固定価格買取制度からの自立化や長期安定発電の促進に貢献する再エネ設備等を新たに取得等して事業の用に供した場合に特別償却20%の適用が受けられます。

### 適用対象者

青色申告書を提出する個人事業主及び法人

### 適用期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日までです。

上記の期間内に、対象設備を取得等し、事業の用に供する必要があります。

### 対象設備

以下の表の設備のうち、要件を満たすものが対象です。

対象設備	各設備の要件
中小水力発電設備（3万kW未満）	○1kWあたりの資本費が以下の発電出力の区分に応じてその金額以下のもの 200kW未満・・・272万円/kW 200kW以上1,000kW未満・・・109万円/kW 1,000kW以上3万kW未満・・・39万円/kW
地熱発電設備（1,000kW以上）	○設備利用率80%を超えると見込まれるもの
バイオマス利用装置	—
木質バイオマス発電設備（2万kW未満）	○木質バイオマス燃料の年間利用率80%を超えると見込まれるもの ○下記のいずれかを満たすもの ・設備利用率80%を超えると見込まれるもの ・熱電併給を行うもの ・1kWあたりの資本費が以下の発電出力の区分に応じてその金額以下のもの 2,000kW未満・・・62万円/kW 2,000kW以上2万kW未満・・・41万円/kW
木質バイオマス熱供給装置（160GJ/h未満）	○木質バイオマス燃料の年間利用率が80%を超えると見込まれるもの ○装置のうち、ボイラーの熱効率80%を超えるもの
バイオマス利用メタンガス製造装置	○熱電併給を行うもの
風力発電装置専用機械類	—
周波数変動制御装置	
発電出力制御装置 (ウインドファームコントローラー)	
異常検出装置 (コンディションモニタリングシステム)	○接続される風力発電装置の発電出力が1万kW以上のもの (遠隔出力制御装置は、接続される風力発電装置が「既設」のものに限る。)
遠隔出力制御装置	
定置用蓄電設備	○蓄電出力が接続される再エネ設備の発電出力と比較して同等以下のもの
電線路（自営線）	○再エネ設備のいずれか又はその附属設備と接続するもの ○再エネ設備を所有する者が維持し運用するもの

\*太陽光発電設備(10kW以上)、風力発電設備(1万kW以上)、本税制の要件を満たす中小水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス利用装置

### 適用手続

個人事業主：青色申告決算書の「減価償却の計算」の「⑧割増(特別)償却費」の欄に特別償却の額を、「適用」の欄に特例名(措法11)を記入すること。

法人：法人税の確定申告書に「特別償却の付表」(特定設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)を添付すること。

条文

租税特別措置法第11条(特定設備等の特別償却)【所得税】  
第43条(特定設備等の特別償却)【法人税】  
第68条の16(特定設備等の特別償却)【連結法人】

### 問い合わせ先

【再エネ】資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話:03-3501-4031

【省エネ】資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課 電話:03-3501-9726

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

12

# 地域未来投資促進税制

～地域経済を牽引する企業を応援します～

## 制度の概要

地域の強み(産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等)を活かした地域活性化に貢献する先進的な事業について、建物・機械等を新設又は増設した場合、特別償却または税額控除が選択適用できます!

### 適用対象者

都道府県の承認を受けた**地域経済牽引事業計画を作成した事業者**のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、一定の要件を満たすことについて主務大臣の確認を受けた事業者

### 国:基本方針

同意

#### 市町村及び都道府県:基本計画

- ・対象区域
- ・基本計画の目標
- ・地域経済牽引事業計画の承認要件
- ・活用する地域の特性

申請

承認 (都道府県)

#### 事業者等:地域経済牽引事業計画

##### [申請主体]

- ①民間事業者、②官民連携型（地方公共団体及び民間事業者）  
※②の場合は、国が事業を承認

##### [承認のポイント]

- ・地域の特性を活用していること
- ・高い付加価値を創出すること
- ・地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼすこと

### 課税の特例措置

#### [課税の特例の確認の要件]

- ①先進性を有すること
- ②対象事業の売上高伸び率 (%)  
≥ 過去 5 事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率 (%)  
+ 5%かつ対象事業の売上高伸び率 (%) がゼロを上回ること  
を満たすことが必要
- ③設備投資額が 2,000 万円以上であること
- ④前年度の減価償却費の 10%を超える投資額であること  
(地方自治体が事業者として参画する場合を除く。)

## 適用期間

平成31年3月31日までに、対象設備を取得したものが対象

## 対象設備

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	40%	4%
器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円が限度となります。

※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

### 条文

- 租税特別措置法10条の4  
(地域経済牽引事業促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)【所得税】
- 租税特別措置法42条の11の2  
(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【法人税】
- 租税特別措置法68条の14の3  
(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【連結法人】

## 問い合わせ先

経済産業省地域経済産業グループ

地域未来投資促進チーム 電話：03-3501-1587

最寄りの経済産業局等でも御相談に応じています。

- ・北海道経済産業局 地域未来投資促進室(総務企画部企画調査課内) TEL:011-709-1776
- ・東北経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部地域経済課内) TEL:022-221-4876
- ・関東経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部企業立地支援課内) TEL:048-600-0272
- ・中部経済産業局 地域未来投資促進室  
　　東海担当(地域経済部地域振興課内) TEL:052-951-2716  
　　北陸担当(電力・ガス事業北陸支局地域経済課内) TEL:076-432-5518
- ・近畿経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部地域開発室内) TEL:06-6966-6012
- ・中国経済産業局 地域未来投資促進室(産業部産業振興課内) TEL:082-224-5638
- ・四国経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部新規事業室内) TEL:087-811-8516
- ・九州経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部企業支援課内) TEL:092-482-5435
- ・内閣府沖縄総合事務局 地域未来投資促進室(経済産業部企画振興課内) TEL:098-866-1727

減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせは税理士、または所管の税務署までご確認ください。

## ～試験研究費の一定割合を税額控除することができます～

## 制度の概要

試験研究費の増加率に応じて、試験研究費総額の12%～17%税額控除できること(①総額型(中小企業技術基盤強化税制)に加え、特別試験研究費(国の試験研究機関・大学・その他の者との共同研究に要する費用、国の試験研究機関・大学・中小企業者等への委託研究に要する費用及び中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料)については、②特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)として当該試験研究費の20%又は30%を税額控除できます。また、要件を満たせば、さらに①総額型の控除上限を10%上乗せ、または、③高水準型のいずれかを選択して税額控除できます。詳細は以下の図表のとおりです。

## ・試験研究費の額

製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究に要する費用で、原材料費、人件費(専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係る費用に限ります\*)<sup>1)</sup>、委託費、経費等の額をいいます。

ただし、試験研究費に充てるために他の者から支払を受ける金額(例えば受託試験研究費等)がある場合は、その金額を控除した金額が試験研究費の額となります。

	①総額型 (中小企業技術基盤強化税制)	②オープンイノベーション型	③高水準型
措置の内容	試験研究費の額がある場合	特別試験研究費 <sup>※2)</sup> の額がある場合	試験研究費の額が、平均売上金額 <sup>※4)</sup> の10%相当額を超える場合
税額控除対象	試験研究費の総額	特別試験研究費	平均売上金額の10%相当額に対する試験研究費の超過額
税額控除率	試験研究費の増減に応じて12%～17% ※12%超部分について、2年間の時限措置	20%又は30% <sup>※3)</sup>	超過税額控除割合 <sup>※5)</sup>
税額控除限度	当期法人税額の25%相当額 (試験研究費を5%超増加した場合には控除上限を10%上乗せ。なお、試験研究費割合が10%超の場合に控除上限を最大10%上乗せする制度との選択適用。)	当期法人税額の5%相当額	当期法人税額の10%相当額

選択制

※1 人件費に係る「専ら」要件の税務上の取扱いについては国税庁HPをご参考下さい。

国税庁URL

<http://www.nta.go.jp/law/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/031225/01.htm>

※2 特別試験研究費として計上した額については、中小企業技術基盤強化税制・総額型の控除の対象になる試験研究費として計上することはできません。

※3 大学・特別研究機関等との共同・委託研究: 30%、その他: 20%

※4 平均売上金額とは、当該年度に前3年を加えた計4年間の平均売上金額とします。

※5 超過税額控除割合とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合とします。



## 適用期間

### ①総額型(中小企業技術基盤強化税制)

#### 【控除率】

12%は恒久措置。12%を超える控除率に関しては平成30年度末までの時限措置。  
なお、控除率は次の算式によって算出します。

- 増減試験研究費割合(※1)5%以下の場合、12%一律
- 増減試験研究費割合5%超の場合、17%を上限に、 $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 5\%) \times 0.3$

※1 増減試験研究費割合は、増減試験研究費の額(試験研究費の額から比較試験研究費(※2)の額を減算した金額)の当該比較試験研究費に対する割合。

※2 比較試験研究費は、前3年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額を平均とした額。

#### 【控除上限】

法人税額の25%相当額は適用期限なし(恒久措置)。

中小企業者等で試験研究費を5%超増加した場合には控除上限は10%上乗せされます。

なお、試験研究費割合が10%超の場合に控除上限を最大10%上乗せする制度及び高水準型との選択適用となります。いずれの措置も平成30年度末までの時限措置。

### ②オープンイノベーション型

適用期限の定めなし(恒久措置)

### ③高水準型

平成30年度末まで

1  
法人税率の  
軽減2  
欠損金の  
繰越控除3  
欠損金の  
繰戻還付4  
交際費課税  
の特例5  
特別措置法による支援  
生産性向上に6  
中小企業  
経営強化  
税制6  
固定資産税の  
特例6  
不動産登録免許税、  
取得税7  
中小企業  
投資促進  
税制8  
農林水産業  
・農業サービス業  
活性化税制9  
少額減価償却  
資産の特例10  
「ネクテンド、  
インダストリーズ」  
税制11  
省エネ等  
高度化促進  
税制12  
地域未来投資  
促進税制13  
研究開発  
税制14  
所得拡大  
促進税制15  
事業承継  
税制16  
消費税の  
特例

# 中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)

## 適用対象者

青色申告書を提出し、試験研究を行う中小企業者等（9 ページ参照）

## 適用手続

この制度の適用を受けるためには、控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともに、「別表（明細書）」と適用額明細書を添付して申告する必要があります。

### 条文

租税特別措置法第10条（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除）【所得税】

第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）【法人税】

第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）【連結法人】

## 問い合わせ先

### <研究開発税制について>

経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課 電話:03-3501-1778

### <中小企業技術基盤強化税制について>

中小企業庁経営支援部技術・経営革新課 電話:03-3501-1816

本税制の適用にあたってのご質問は税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

14

# 中小企業向け所得拡大促進税制

平成30年度税制改正で拡充

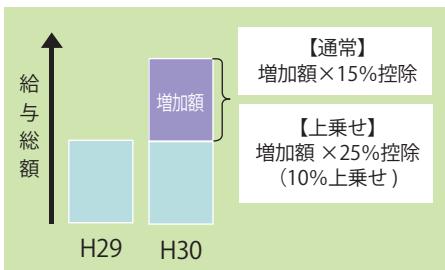
～積極的な賃上げに取り組む企業を応援します～

## 制度の概要

本制度は、青色申告書を提出している中小企業者等が、従業員への給与等の支給を前事業年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%分を法人税額や所得税から控除できる制度です。

また、前事業年度比2.5%以上の高い賃上げに加え、一定の要件を満たした場合は、前事業年度からの増加額分について、25%の税額控除を受けることができます。

※税額控除額はその事業年度の調整前の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。



### 適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等

### 適用期間

平成30年4月1日～平成33年3月31までの期間内に開始する各事業年度についてご利用いただけます。

### 適用手続

本税制の適用を受けるには、確定申告書等に、税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額※1及び控除を受ける金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書及び継続雇用者給与等支給額※2と継続雇用者比較給与等支給額※2を記載した書類を添付する必要があります。

控除される金額は、その添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限られます。

#### 条文

租税特別措置法第10条の5の4(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除)【所得税】  
第42条の12の5(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)【法人税】  
第68条の15の6(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)【連結法人】

※1:適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に支払った給与等の支給額である「雇用者給与等支給額」から、前事業年度の雇用者給与等支給額である「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。

※2:継続雇用者(次ページで詳述)に支払った給与等の総額を「継続雇用者給与等支給額」といい、前事業年度の継続雇用者給与等支給額を「継続雇用者比較給与等支給額」といいます。

### 適用要件

この制度の適用を受けるには、適用しようとする年度において次の①、②の要件を満たしていることが必要です(次ページ以降で詳述)。

- ① 雇用者給与等支給額が前事業年度を上回っていること。
- ② 継続雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加していること。

### ● CHECK!!

平成30年度税制改正において、基準年度(H24年度)の給与総額との比較の廃止や、「継続雇用者」の定義を見直し、計算方法を簡素化したほか、税額控除率も拡充しました。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 生産性向上による支援措置法
- 6 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 6 不動産取得登録免許税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 農林水産業活性化税制
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 税制インダストリーズコネクテッド
- 11 税制高慶化投資促進省エネ再生エネ
- 12 促進税制地域未来投資
- 13 税制研究開発
- 14 促進税制所得拡大
- 15 税制事業承継
- 16 特例消費税の

# 中小企業向け所得拡大促進税制

## 適用の要件(通常の場合)

以下、①・②の適用の要件を満たす場合、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%を税額控除します。

### <要件①>雇用者給与等支給額が前事業年度を上回っていること

「雇用者給与等支給額」が、「比較雇用者給与等支給額」と比較して増えていることを確認します。

例

事業年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
雇用者給与等支給額	3,000万円	3,200万円	3,100万円	3,150万円
適用可否	—	○	×	○

### <要件②>継続雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加していること

「継続雇用者給与等支給額」が「継続雇用者比較給与等支給額」と比較して1.5%以上増えていることを確認します。

例

事業年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
継続雇用者給与等支給額	400万円	420万円	405万円	410万円
増減割合	—	+5%	-約3.6%	+約1.2%
適用可否	—	○	×	×

以上、①、②の要件の両方を満たした場合、15%の税額控除を受けることができます。  
上記の例では、平成30年度は要件①、②をともに満たしているため適用になりますが、平成31年度は両方を、平成32年度は要件②を満たしていないため、適用できません。

### <参考>継続雇用者について

継続雇用者とは、以下の全てを満たす者を指します。

- ①前事業年度及び適用事業年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である。
- ②前事業年度及び適用事業年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者\*である。

\*雇用保険の適用事業に雇用される労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間未満である者等(雇用保険法の適用除外となる者)以外は、原則として「被保険者」となります。「一般被保険者」とは、「被保険者」のうち、高年齢被保険者(65歳以上の被保険者)、短期雇用特例被保険者(季節的に雇用される者)、日雇労働被保険者(日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者)以外の被保険者をいいます。詳細は厚生労働省またはハローワークにお問い合わせください。

- ③前事業年度及び適用事業年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない。

	前事業年度(平成29年度)												適用事業年度(平成30年度)												継続雇用者の該当	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
平成29年4月～平成31年3月末の間に常に正社員																										該当
平成29年4月～平成31年3月末の間労働時間が週20時間以上のアルバイト																										該当
平成30年1月に正社員として入社																										非該当
正社員として勤務し平成30年6月に退社																										非該当
平成29年4月～平成31年3月末の間労働時間が週20時間未満のアルバイト																										非該当
～平成30年2月労働時間が週20時間未満のアルバイト																										非該当
平成30年3月～平成31年4月から再雇用																										非該当
平成30年3月で定年退職																										非該当

\*3月決算の場合

1	法人税率の軽減
2	欠損金の繰越控除
3	欠損金の繰戻還付
4	交際費課税の特例
5	生産性向上による支援特別措置法に
6	中小企業経営強化税制
6	固定資産税の特例
6	不動産取得税登録免許税の特例
7	中小企業投資促進税制
8	農林水産業活性化税制
9	少額減価償却資産の特例
10	コネクテッド・インダストリーズ税制
11	省エネ再生エネ高効率化投資促進税制
12	地域未来投資促進税制
13	研究開発税制
14	所得拡大促進税制
15	事業承継税制
16	消費税の特例

## 適用の要件(上乗せ措置を利用する場合)

前事業年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ、要件①、②のいずれかを満たした場合は、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の25%を税額控除します。

### 継続雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて2.5%以上増加していること

+  
or

<要件①> 適用事業年度における教育訓練費の額が前事業年度における教育訓練費の額と比べて10%以上増加していること

法人又は個人のその事業に係る国内雇用者に対して行う、研修・セミナー等の教育訓練に係る費用で、以下の費用が対象になります。

- (1) 法人等が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金、外部施設使用料等)
- (2) 他の者に委託して教育訓練を行わせる場合の費用(研修委託費)
- (3) 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費)

<要件②> 適用事業年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けしており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること

適用を受けるためには、適用年度の終了の日までに経営力向上計画の認定を受け、適用年度終了後、税務申告までの間に、「経営力向上が行われたことに関する報告書(経営力向上報告書)」を作成し、提出する必要があります。

報告については、原則として経営力向上計画の認定省庁に関わらず、同一のWEBフォームによる報告システムをご利用いただく予定としており、WEBフォームによる報告システムの準備ができ次第、中小企業庁ホームページでお知らせします。

※経営力向上計画の作成・申請方法については、以下の中小企業庁ホームページをご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

## 問い合わせ先

(お問い合わせ先)	(管轄地域)
○中小企業税制サポートセンター (電話: 03-6281-9821) (平日9:30-17:00)	全国
○北海道経済産業局 地域経済課 (直通: 011-709-1782)	北海道
○東北経済産業局 中小企業課 (直通: 022-221-4922)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 社会・人材政策課 (直通: 048-600-0358)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 地域経済課 (直通: 052-951-2731)	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局 北陸支局 地域経済課 (直通: 076-432-5518)	富山県、石川県
○近畿経済産業局 地域経済課 (直通: 06-6966-6011)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 地域経済課 (直通: 082-224-5684)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 地域経済課 (直通: 087-811-8514)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 地域経済課 (直通: 092-482-5504)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局 地域経済課 (直通: 098-866-1730)	沖縄県

※税法上の大企業については制度の内容が異なりますので、経済産業省ホームページをご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

※平成30年3月31日以前に開始された事業年度については、制度の内容が異なりますので、中小企業庁ホームページをご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

# 中小企業向け所得拡大促進税制

## よくある質問とその回答

### Q1 申請方法について

**【問】 本制度の利用に際し、事前に認定を受けたり、書類の提出・届出を行う必要はあるか。**

**【答】** 前頁までに記載の適用条件を満たしていれば、税務申告より前に本制度利用のための特段の手続きを行う必要はありません。ただし、本制度の適用を受けるためには、法人税(個人事業主の場合は所得税)の申告の際に、確定申告書等に、税額控除の対象となる雇用者給与等支給増額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

### Q2 国内雇用者について

**【問】 国内雇用者とはどのような者か。また役員の特殊関係者とは誰を指すのか。**

**【答】** 法人又は個人事業主の有する国内の事業所に勤務する雇用者で国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者です。国内雇用者には、パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は国内雇用者とはなりません。

また、特殊関係者とは役員の親族を指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員から生計の支援を受けている者も特殊関係者に含まれます。

### Q3 給与等に含める金額について

**【問】 本制度における給与等には何が当てはまるのか。**

**【答】** 債給・給与・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(給与所得となり得る給与)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。ただし、賃金台帳に記載された支給額(所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。)のみを対象として計算する等、合理的な方法により継続して給与等支給額の計算をしている場合は、給与等に含めることができます。なお、使用人兼務役員を含む役員やその特殊関係者は国内雇用者に該当しないことから、これらの者に支給される役員報酬などの給与は、所得拡大促進税制上計算対象から除外することとされています。

### Q4 出向等の扱いについて

**【問】 出向元法人における出向者の取扱いについて。**

**【答】** 「給与等に充てるため他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人、当該法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項1号に規定する本店等を含む。)から支払を受ける金額」は雇用者給与等支給額から控除するため、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている法人)が支給する際、出向元法人が出向先法人(出向元法人から出向者の出向を受けている法人)から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額(出向負担金等)は雇用者給与等支給額から控除します。

**【問】 出向先法人における出向者の取扱いについて。**

**【答】** 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、雇用者給与等支給額に含まれます。(逆に、出向先法人の賃金台帳に記載が無い場合は、当該出向者への給与は出向先法人の雇用者給与等支給額には含まれません。)

## Q5 前事業年度と適用事業年度の月数が異なる場合について

**【問】 前事業年度と適用事業年度の月数が異なる場合の比較雇用者給与等支給額の扱いはどうなるのか。**

**【答】 (1)前事業年度の月数が適用事業年度の月数に満たない場合(前事業年度が6月に満たない場合)**

適用事業年度の開始日の前日～過去1年(適用年度が1年に満たない場合には適用年度の期間)以内に終了した各事業年度の雇用者等給与支給額に適用年度の月数を乗じて、これを適用事業年度の開始日の前日～過去1年(適用年度が1年に満たない場合には適用年度の期間)以内に終了した各事業年度の月数で除して計算した金額を比較雇用者給与等支給額とします。

※例:前々事業年度:平成29年1月～平成29年12月(12か月決算)

前事業年度 :平成30年1月～平成30年3月(3か月決算)

適用事業年度:平成30年4月～平成31年3月(12か月決算)

→比較雇用者給与等支給額=(前々事業年度+前事業年度の雇用者給与等支給額)×12÷(12+3)

(2)前事業年度の月数が適用事業年度の月数に満たない場合(前事業年度が6か月以上の場合)

前事業年度の雇用者給与等支給額に適用事業年度の月数を乗じて、これを前事業年度の月数で除して計算した金額

※例:前事業年度 :平成29年10月～平成30年3月(6か月決算)

適用事業年度:平成30年4月～平成31年3月(12か月決算)

→比較雇用者給与等支給額=前事業年度の雇用者給与等支給額×12÷6

(3)前事業年度の月数が適用事業年度の月数を超える場合

前事業年度の雇用者給与等支給額に適用年度の月数を乗じて、これを前事業年度の月数で除して計算した金額

※例:前事業年度 :平成29年4月～平成30年3月(12か月決算)

適用事業年度:平成30年4月～平成30年9月(6か月決算)

→比較雇用者給与等支給額=前事業年度の雇用者給与等支給額×6÷12

# 15 事業承継税制

平成30年度税制改正で拡充

## ～スムーズな事業承継のために～

中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、法人の場合、非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納稅が猶予及び免除される事業承継税制があります。事業承継税制の活用にあたっては、一定の要件(P43、45参照)を満たす必要があります。

また、個人事業者については、一定の宅地等を相続した場合に、相続税の課税価格から一定の割合を減額する小規模宅地等の特例が措置されています(P51参照)。

### ● CHECK!!

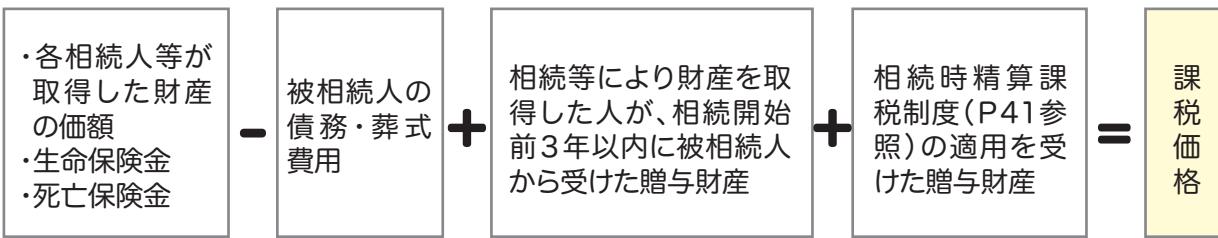
事業承継税制の特例が10年間限定で創設されました!詳しくはP48をご覧ください。

## 相続税の概要

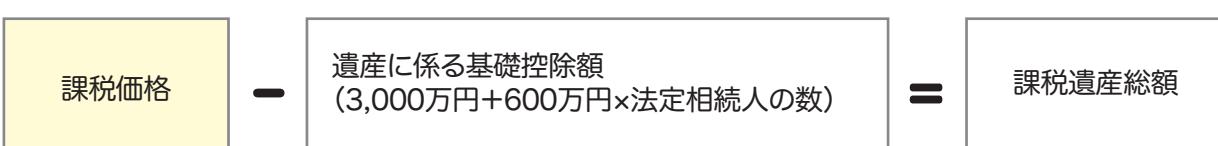
相続税とは、相続等により財産を取得した場合に、その取得した財産にかかる税金です。

一般的に、事業承継時には事業継続に必要な資産(株式、不動産等)も相続税の課税対象となります。

### (1)課税価格の計算



### (2)課税遺産総額の計算



#### 条文

○非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納稅猶予及び免除制度

租税特別措置法第70条の7 (非上場株式等についての贈与税の納稅猶予及び免除)

第70条の7の2 (非上場株式等についての相続税の納稅猶予及び免除)

第70条の7の3 (非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)

第70条の7の4 (非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納稅猶予及び免除)

第70条の7の5 (非上場株式等についての贈与税の納稅猶予及び免除の特例)

第70条の7の6 (非上場株式等についての相続税の納稅猶予及び免除の特例)

第70条の7の7 (非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)

第70条の7の8 (非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納稅猶予及び免除の特例)

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

### (3)相続税額の計算

相続税額の計算は、まず法定相続人の数と法定相続分を基に相続税の総額を計算し、それを各人の取得財産額に応じて按分して実際の納税額を計算します。

法定相続分に応する取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

### 相続税額の計算例

#### 【計算例】

Q. 相続財産1億円を、法定相続人である子(AとB。両者とも成人)2人で相続(A:8,000万円、B:2,000万円)する場合の相続税はいくらですか?

A. 次のようになります。

	計算方法	金額
課税遺産総額	1億円 - (3,000万円 + 600万円 × 2)	5,800万円
法定相続分による各取得金額※	5,800万円 × 1/2	2,900万円
1人分の相続税額	2,900万円 × 15% - 50万円	385万円
相続税の総額	385万円 × 2人	770万円
子Aの相続税額	770万円 × 8,000万円 / 1億円	616万円
子Bの相続税額	770万円 × 2,000万円 / 1億円	154万円

※法定相続分は、民法で次のとおり定められています。

- ①配偶者と子供が相続人の場合 配偶者 1/2 子供(2人以上のときは全員で)1/2
- ②配偶者と直系尊属が相続人の場合 配偶者 2/3 直系尊属(2人以上のときは全員で)1/3
- ③配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合 配偶者 3/4 兄弟姉妹(2人以上のときは全員で)1/4  
なお、子供、兄弟姉妹等がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

# 事業承継税制

## 贈与税の概要

贈与税とは、個人から贈与により財産を取得した場合にかかる税金です。

一般的に、事業承継時には事業継続に必要な資産（株式、不動産等）も贈与税の課税対象となります。

贈与税には、暦年課税制度と相続時精算課税制度があります。家族構成や財産構成等を考慮して、どちらを選択するか判断する必要があります。

### 暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度です。	将来相続関係に入る親から子への贈与等について、選択により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度です。
贈与者	制限無し	60歳以上の父母又は祖父母
受贈者		20歳以上の推定相続人である子又は孫
選択の届出	不要	贈与者毎に必要 (注)一度選択すれば、相続時まで継続適用。
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	特別控除額：2,500万円 (限度額まで複数年にわたり使用可)
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～55%の累進税率	特別控除額を超えた部分に対して一律20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税します。	選択を開始した翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税します。
相続時の取扱い	相続税とは切り離して計算します。 (注)相続により財産を取得する場合には、相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算。	相続税の計算時に精算（合算）します。 (注)贈与財産は贈与時の時価で評価。



## 暦年課税制度の税率表

基礎控除後の課税価格	一般		直系卑属※	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円 超			55%	640万円

※直系卑属の税率欄は、20歳以上であり、かつ贈与者の直系卑属である受贈者が対象となります。

直系卑属とは子や孫などのことですが、子や孫などの配偶者は含まれません。

## 暦年課税と相続時精算税の選択適用

贈与者が複数の場合には、贈与者ごとに暦年課税と相続時精算課税の選択適用ができます(図1)。また、受贈者が複数の場合には、その受贈者ごとに選択することもできます(図2)。

図1

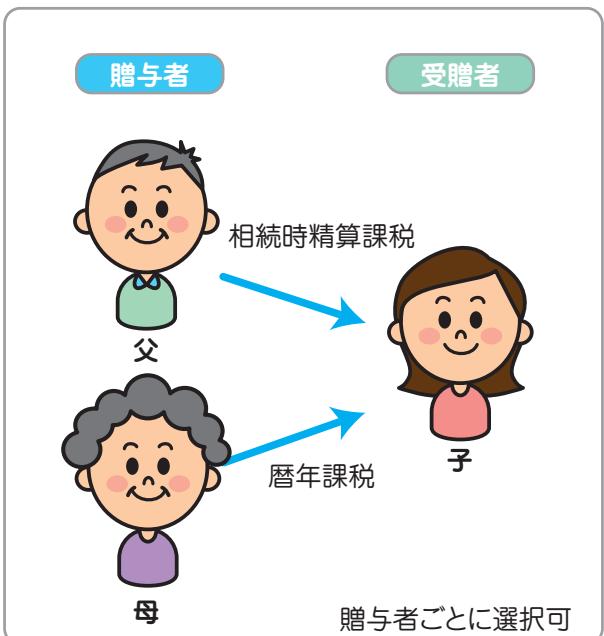
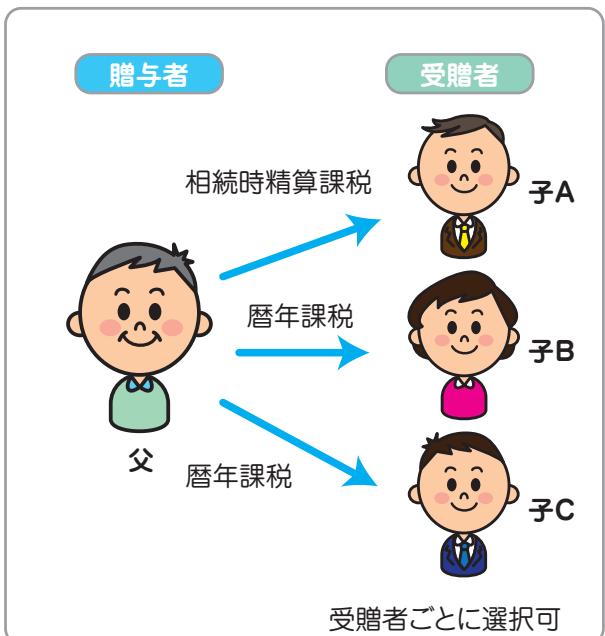


図2



事業を子供に譲り渡したりすると税金がかかるということかな。

そうね。だから、相続税、贈与税にも、中小企業者のための特例制度があるのよ！



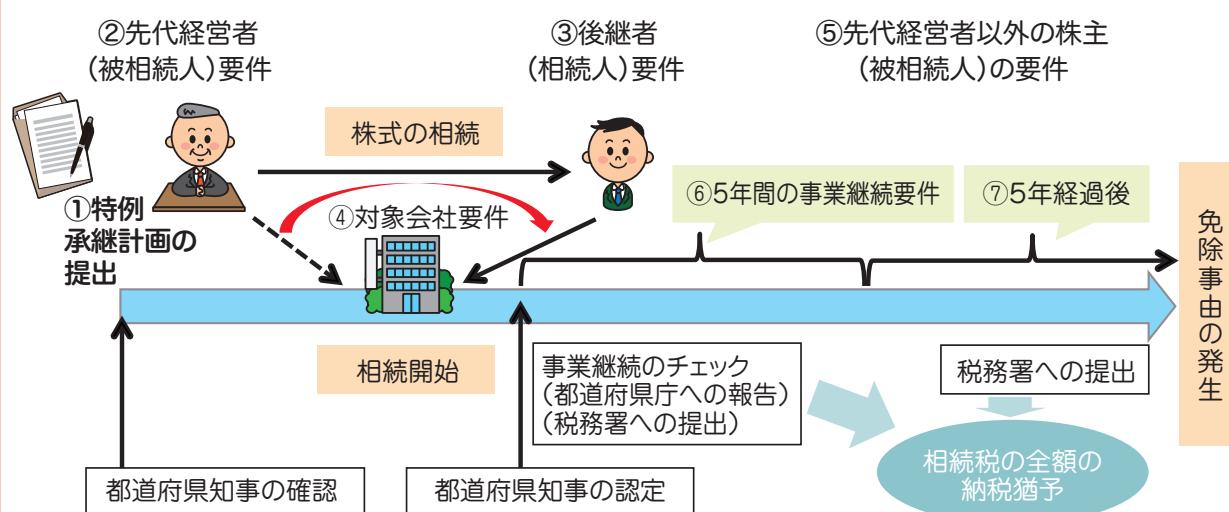
# 事業承継税制

## 先代経営者に相続があった場合の特例措置

### 非上場会社の株式等に係る相続税の納税猶予及び免除制度の特例

後継者が、相続により非上場会社の株式等を取得し、一定の要件を満たす場合(次ページ参照。)には、非上場株式等に係る相続税の全額の納税が猶予され、その後一定の事由が生じた場合には、免除されます。

### 相続税の納税猶予及び免除制度の概要



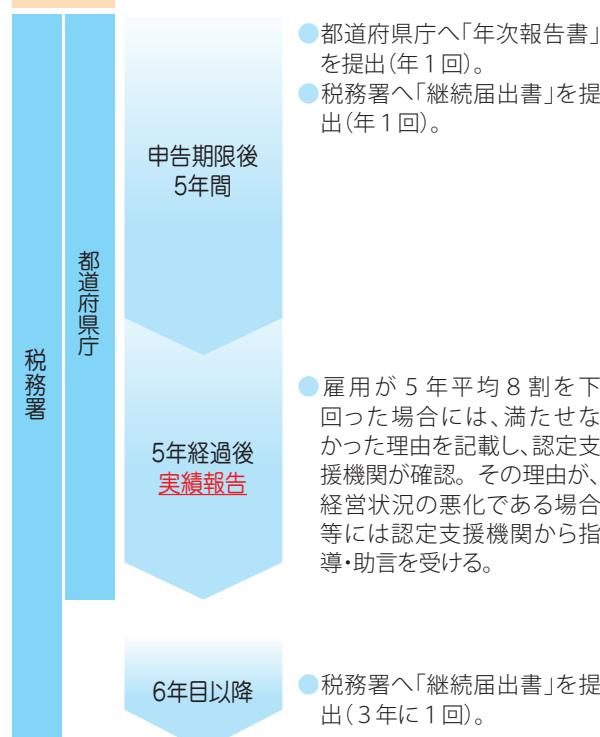
### 認定を受けるまでの手続きの流れ

#### 提出先



### 認定を受けた後の手続きの流れ

#### 提出先



## 相続税の納税猶予及び免除の特例についての要件説明

### ①特例承継計画の提出

- ・事業承継税制(特例)の適用を受けるためには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに特例承継計画を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。
- ・特例承継計画には、後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継後5年間の事業計画等を記載し、その内容について認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受ける必要があります。

### ②先代経営者(被相続人)要件

- ・会社代表者であること
- ・相続の開始の直前において、先代経営者と同族関係者(親族等)で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族関係者内(後継者を除く)で筆頭株主であったこと
- ・特例承継計画に記載された先代経営者であること 等

### ③後継者(相続人)要件

- ・相続開始の直前において対象会社の役員(先代経営者の親族以外の方も適用されます)であること
- ・相続の開始後、後継者と同族関係者(親族等)で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること
- ・相続開始の日の翌日から5月を経過する日において、会社の代表者であること
- ・特例承継計画に記載された後継者であること 等

### ④対象会社要件

- ・中小企業であること

中小企業とは下の表の資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たしている企業です。

業種目	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ・上場会社、風俗営業会社に該当しないこと
- ・資産保有型会社等(自ら使用していない不動産等が70%以上ある会社やこれらの特定の資産の運用収入が75%以上の会社)ではないこと
- ※ただし、一定の事業実態要件(従業員数、店舗事務所の有無、事業内容等)を満たしている場合には、資産管理会社に該当しないものとみなされます。

### ⑤先代経営者以外の株主(被相続人)の要件

- ・先代経営者からの贈与又は相続以後に、相続が発生した者であること(先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有效期間内に、当該相続に係る相続税申告期限が到来する場合に限ります。)

### ⑥事業継続要件

納税猶予を継続するためには、以下に示す要件を満たす必要があります。(○:要件を満たす必要がある、ー:要件を満たす必要がない)要件を満たさなくなった場合、猶予されていた納税額を納付しなければなりません。

要件	5年間	5年経過後
後継者が会社の代表者であること	○	ー
雇用の8割以上を5年間平均で維持すること	○*	ー
後継者が筆頭株主であること	○	ー
上場会社、風俗営業会社に該当しないこと	○	ー
猶予対象となった株式を継続保有していること	○	○
資産保有型会社等に該当しないこと	○	○

\*雇用が8割を下回った場合でも、その理由を報告し、都道府県知事の確認を受ければ納税猶予を継続することができます。

### ⑦猶予されている相続税額が免除となるケース

以下の場合等には、猶予されている相続税額のうち全部又は一部が免除されます。(免除に関する詳細は、最寄りの税務署にお問い合わせください。)

- ・後継者(相続人)が死亡した場合
- ・5年経過後に、会社が破産又は特別清算した場合
- ・5年経過後に、後継者が猶予継続贈与(47ページ参照)を行った場合
- ・5年経過後に、株式の譲渡又は廃業を行い、その際の株価が相続時よりも低くなっていた場合 等

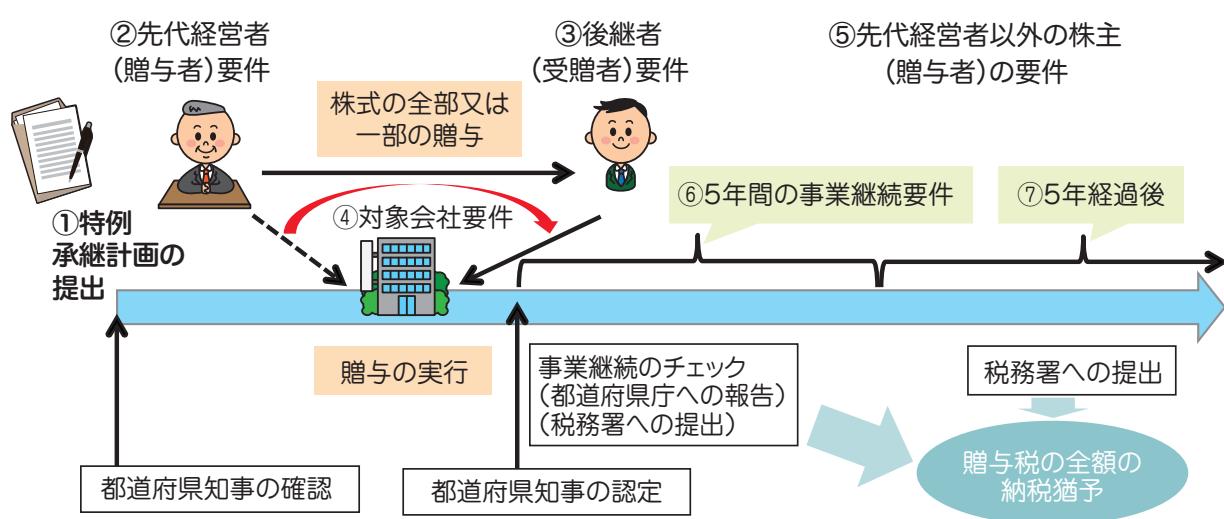
# 事業承継税制

## 先代経営者から贈与があった場合の特例措置

### 非上場会社の株式等に係る贈与税の納税猶予及び免除制度の特例

後継者が、先代経営者から一定以上の自社株式等の贈与を受け、一定の要件を満たす場合(次ページ参照。)には、非上場株式等に係る贈与税の全額の納税が猶予され、その後一定の事由が生じた場合には、免除されます。

### 贈与税の納税猶予及び免除制度の概要



### 認定を受けるまでの手続きの流れ

#### 提出先



#### 特例承継計画の策定

#### 確認申請

- 会社が作成し、認定支援機関が所見を記載。  
※「特例承継計画」とは、当該会社の後継者や承継後の経営計画等が記載されたものをいいます。
- 平成35年3月31日まで提出可能。  
※平成35年3月31日までに贈与を行う場合、贈与後に承継計画を提出することも可能。

#### 贈与の実行

- 贈与の翌年1月15日までに申請。
- 特例承継計画を添付。

#### 認定申請

- 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
- 相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、その旨を明記。

#### 税務署

#### 税務署へ申告

### 認定を受けた後の手続きの流れ

#### 提出先



#### 提出先



- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出(年1回)。

- 税務署へ「継続届出書」を提出(年1回)。

- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかつた理由を記載し、認定支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定支援機関から指導・助言を受ける。

- 税務署へ「継続届出書」を提出(3年に1回)。

- 1 軽減 法人税率の  
2 緑越控除 欠損金の  
3 緑戻還付 欠損金の  
4 交際費課税 特例の  
5 生産性向上 よる支援 特別措置法に  
6 中小企業 経営強化税制  
7 固定資産税の 特例 不動産登録免許税・  
8 中小企業 投資促進税制  
9 農林水産業 性化税制  
10 少額減価償却 資産の特例  
11 税制インダストリーズ 高度化投資促進  
12 税制省エネ再生エネ 地域未来投資  
13 税研究開発 研究開発  
14 税制促進税制 所得拡大  
15 税制事業承継 事業承継  
16 特例消費税の 消費税の

## 贈与税の納税猶予及び免除についての要件説明

★印のついた項目は相続税の納税猶予制度との相違点です。

### ①特例承継計画の提出

- 事業承継税制(特例)の適用を受けるためには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに特例承継計画を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。
- 特例承継計画には、後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継後5年間の事業計画等を記載し、その内容について認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受ける必要があります。

### ②先代経営者(贈与者)要件

- 会社代表者であったこと
- ★贈与時までに、代表者を退任すること(有給役員として残ることは可能)
- 贈与の直前において、先代経営者と同族関係者(親族等)で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内(後継者を除く)で筆頭株主であったこと
- 特例承継計画に記載された先代経営者であること 等

### ③後継者(受贈者)要件

- 会社の代表者(先代経営者の親族外の方も適用されます)であること
- ★20歳以上、かつ役員就任から3年以上経過していること
- 贈与後後継者と同族関係者(親族等)で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること
- 特例承継計画に記載された後継者であること 等

### ④対象会社要件

- 中小企業であること(P44参照)
- 上場会社、風俗営業会社に該当しないこと
- 資産保有型会社等(自ら使用していない不動産等が70%以上ある会社やこれらの特定の資産の運用収入が75%以上の会社)ではないこと
- ※ただし、一定の事業実態要件(従業員数、店舗事務所の有無、事業内容等)を満たしている場合には、資産管理会社に該当しないものとみなされます。

### ⑤先代経営者以外の株主(贈与者)の要件

- 先代経営者からの贈与又は相続以後に、贈与を行った者であること(先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有効期間内に、当該贈与に係る贈与税申告期限が到来する場合に限ります。)
- 会社の代表者でないこと。

### ⑥事業継続要件

納税猶予を継続するためには、以下に示す要件を満たす必要があります。(○:要件を満たす必要がある、ー:要件を満たす必要がない)。要件を満たさなくなった場合、猶予されていた納税額を納付しなければなりません。

要件	5年間	5年経過後
後継者が会社の代表者であること	○	ー
雇用の8割以上を5年間平均で維持すること	○※	ー
後継者が筆頭株主であること	○	ー
上場会社、風俗営業会社に該当しないこと	○	ー
猶予対象となった株式を継続保有していること	○	○
資産保有型会社等に該当しないこと	○	○

※雇用が8割を下回った場合でも、その理由を報告し、都道府県知事の確認を受ければ納税猶予を継続することができます。

相続税と贈与税の制度は似ているけれど、少し違うところもあるから注意してね。



### ⑦猶予されている贈与税額が免除となるケース

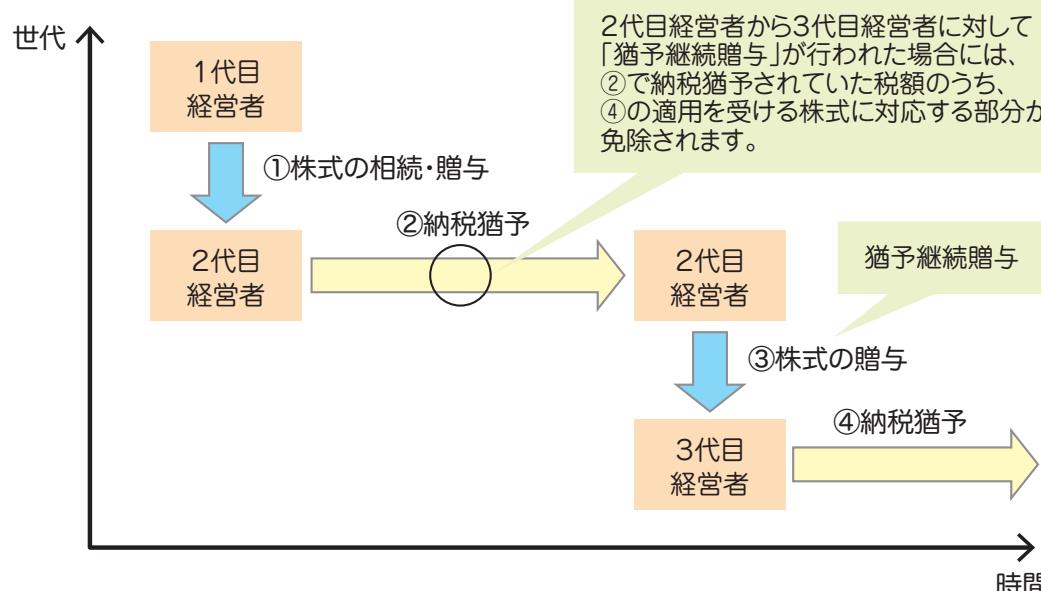
以下の場合には、全部又は一部の猶予されている贈与税額が免除されます。  
(免除に関する詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。)

- 後継者(受贈者)、先代経営者(贈与者)が死亡した場合
- 5年経過後に、会社が破産又は特別清算した場合
- 5年経過後に、後継者が猶予継続贈与(P47参照)を行った場合
- 5年経過後に、株式の譲渡又は廃業を行い、その際の株価が贈与時よりも低くなっていた場合 等

# 事業承継税制

## 猶予継続贈与

5年経過後に、後継者が「猶予継続贈与」を行った場合、後継者の納税猶予税額が免除されます。（相続税、贈与税共に）



※猶予継続贈与とは、上記①～④が行われた場合の③の贈与をいいます。

通常、事業承継税制を活用した株式を贈与又は譲渡した場合、猶予されていた相続税又は贈与税を納税する必要があります。ただし、上記図の猶予継続贈与がなされた場合、猶予されていた相続税又は贈与税が免除されます。

「猶予継続贈与」とは、納税猶予を受けている後継者（2代目経営者）が、株式を次の後継者（3代目経営者）に贈与し、その後継者（3代目経営者）が納税猶予を受ける場合における贈与をいいます（上記図③参照）。

後継者（2代目経営者）の納税猶予税額のうち、次の後継者（3代目経営者）が納税猶予を受ける株式に対応する部分が免除されます。

## 問い合わせ先

各県庁担当窓口へお問い合わせください。

### • CHECK!!

M & A税制についてはP 19をご確認ください。

1	法人税率の軽減
2	総額控除の欠損金
3	繰戻還付の欠損金
4	交際費課税の特例
5	生産性向上による支援特別措置法
6	中小企業経営強化税制
6	固定資産税の特例
6	不動産登録免許税・取得税
7	中小企業投資促進税制
8	農林水産業活性化税制
9	少額減価償却資産の特例
10	コネクテッド・インダストリーズ税制
11	省エネ再生エネ高効化投資促進税制
12	地域未来投資促進税制
13	研究開発税制
14	所得拡大促進税制
15	事業承継税制
16	消費税の特例

## 平成30年度より、事業承継税制が大きく拡充されました

中小企業の事業承継を後押しするため、平成30年度税制改正において、事業承継税制が10年間限定で大きく拡充されました。

事業承継税制の特例措置を利用するためには…

### ①事前に「特例承継計画」の提出が必要です

平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間に「特例承継計画」を都道府県に提出してください。(様式は中小企業庁ホームページに掲載)

### ②10年間限定の特例措置です

特例承継計画を提出した事業者で、平成30年1月1日から平成39年12月31日までに、相続・贈与により会社の株式を取得した経営者が対象になります。

### 特例措置のポイント

#### 1 株式の贈与・相続にかかる税額すべてを対象に

対象株式数の上限を撤廃し、猶予割合を100%に拡大することで、承継する株式にかかる贈与税・相続税のすべてが納税猶予の対象となりました。

#### 2 対象者を大幅に拡充

これまで、先代経営者一人から後継者一人への贈与・相続のみが対象でしたが、特例措置では、親族外を含むすべての株主から、代表者である後継者(最大3人)への贈与・相続が対象になりました。

#### 3 雇用要件を抜本的に見直し

雇用要件(事業承継後5年間平均で、雇用の8割の維持が必要)を抜本的に見直すことにより、雇用維持要件を満たせなかつた場合でも納税猶予が継続可能になりました。

※経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要です。

#### 4 将来的な売却・廃業の際の税負担を軽減

将来、事業を売却・廃業する際に株価が下落していた場合には、その株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免することで、経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

事業承継税制の詳しい内容は、中小企業庁ホームページへ!

中小企業庁ホームページTOP → 財務サポート → 事業承継 をクリック

■事業承継税制・金融支援の認定や報告等はこれまで各地の経済産業局が窓口となっていましたが、平成29年4月1日から都道府県に変更になっています。制度適用のために必要な書類の提出や手続の相談につき、申請企業の主たる事務所が所在している都道府県の担当課までお問い合わせください。



## 会社の規模による区分と評価方式

原則的評価方式で評価する場合には、会社の規模に応じて、下記の表の「原則」と記載のある評価方式を用います。ただし、納税者の選択によって「例外」と記載のある評価方式を用いることもできます。

会社の規模	類似業種比準方式	併用方式	純資産価額方式
大会社	原則	—	例外
中会社	大	原則：類似業種比準価額 ×90% + 1株当たりの純資産価額 ×10%	例外
	中	原則：類似業種比準価額 ×75% + 1株当たりの純資産価額 ×25%	例外
	小	原則：類似業種比準価額 ×60% + 1株当たりの純資産価額 ×40%	例外
小会社	—	例外：類似業種比準価額 ×50% + 1株当たりの純資産価額 ×50%	原則

## 会社規模判定表



総資産価額(帳簿価額)			従業員数	年間の取引金額			会社の規模としの割合
卸売業	小売・サービス業	卸業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸業、小売・サービス業以外	
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上	中会社の大
2億円以上	2.5億円以上	2.5億円以上	20人超 35人以下	3.5億円以上	2.5億円以上	2億円以上	中会社の中
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超 20人以下	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	中会社の小
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

(イ) (ロ) (ハ)

- ① 総資産価額基準[イ]と従業員数基準[ロ]とのいずれか下位の区分を採用します。
- ② ①と取引金額基準[ハ]のいずれか上位の区分により会社規模を判定します。

※国税庁のHPで、類似業種比準方式により評価する場合に必要となる業種目別の1株当たりの配当金額、利益金額、純資産価額及び株価が毎年毎に掲載されていますので、御参照ください。

<https://www.nta.go.jp/>

# 事業承継税制

## 土地等の相続があった場合の特例措置

### 小規模宅地等の特例

一定の宅地等(相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等)を相続した場合には、その宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、相続税の課税価格から一定の割合を減額する制度です。

宅地等		減額される割合	適用対象限度面積
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	特定事業用(貸付事業以外)	80%	400m <sup>2</sup>
	特定同族会社事業用	80%	400m <sup>2</sup>
	貸付事業用	50%	200m <sup>2</sup>
特定居住用		80%	330m <sup>2</sup>

※宅地等とは、宅地及び借地権をいいます。

### 特定事業用宅地等の特例

特定事業用宅地等(申告期限まで事業を継続すること等の条件があります)は、400m<sup>2</sup>まで評価額の80%が減額されます。また、一定の要件を満たす同族会社の事業を承継する場合(特定同族会社事業用宅地等)についても同様の減額があります。



#### 【計算例】

相続する土地の面積は400m<sup>2</sup>で、被相続人が事業用として使っていました。その土地の評価額(路線価)は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか?

$$(減額される額) \quad 1\text{億円} \times \frac{400\text{m}^2}{400\text{m}^2} \times 80\% = 8,000\text{万円}$$

$$(相続税の課税価格) \quad 1\text{億円} - 8,000\text{万円} = 2,000\text{万円}$$

### 特定居住用宅地等の特例

特定居住用宅地等(申告期限まで居住を継続すること等の条件があります)は、330m<sup>2</sup>まで評価額の80%が減額されます。



#### 【計算例】

相続する土地の面積は400m<sup>2</sup>で、被相続人が居住用として使っていました。その土地の評価額(路線価)は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか?

$$(減額される額) \quad 1\text{億円} \times \frac{330\text{m}^2}{400\text{m}^2} \times 80\% = 6,600\text{万円}$$

$$(相続税の課税価格) \quad 1\text{億円} - 6,600\text{万円} = 3,400\text{万円}$$

条文

#### ○小規模宅地等の特例

租税特別措置法第69条の4(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

# 16

# 消費税の特例

- 1 軽減税率の特例
- 2 緑越控除
- 3 緑房還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 生産性向上による支援
- 6 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 6 不動産取得登録免許税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 農林水産業活性化税制
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 税制インダストリーズ
- 11 税制高慶化投資促進
- 12 促進税制地域未来投資
- 13 税制研究開発
- 14 促進税制所得拡大
- 15 税制事業承継
- 16 特例消費税の

## (1) 事業者免税点制度 ～消費税の納税義務が免除されます～

### 制度の概要

国内で課税対象となる取引を行った事業者は、消費税の納税義務者（課税事業者）となります。ただし、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、その課税期間に行った課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます（免税事業者）。

#### 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



※平成27年の課税売上高が1,000万円を超える場合、平成29年は課税事業者となります。

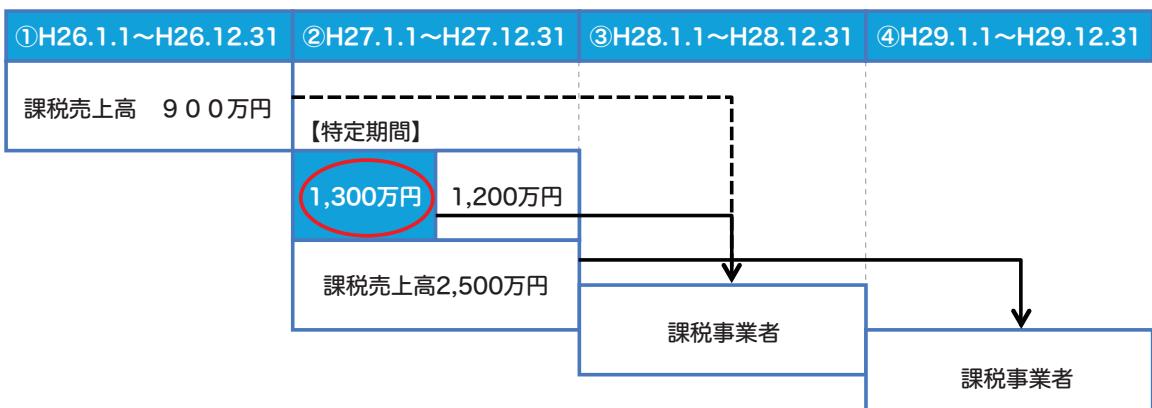
#### ● CHECK!!

基準期間とは、消費税の納税義務が免除されるか、あるいは簡易課税制度（次ページ参照）を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます。原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（※）の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当該課税期間から課税事業者となります。

※特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30までの期間、法人の場合は、原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。

### 特定期間による事業者免税点制度（消費税法9の2①）



②の課税期間の6か月間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えると、③の課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払い額の合計を用いて判定することもできます。

# 消費税の特例

## (2)消費税の簡易課税制度

～消費税の申告・納付にかかる事務負担を軽減します～

### 制度の概要

簡易課税制度とは、申告・納付する消費税額について課税売上高を基に計算できる制度です。課税期間の課税標準額に対する消費税額に「みなし仕入れ率」を乗じて仕入税額控除額を計算します。

簡易課税制度の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

#### 適用要件

要件1	課税事業者の基準期間（※）における課税売上高が5,000万円以下であること
要件2	「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に納税地の税務署に提出していること

※基準期間とは、簡易課税制度の適用可否を判断する基準となる期間のことです、法人は前々事業年度、個人事業者は前々年（1月～12月）です。

#### ● CHECK!!

簡易課税制度の適用を受けるには、適用を受けようとする課税期間の開始日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の税務署に提出しなければなりません。相続により事業を承継した場合、被相続人が提出していた「消費税簡易課税制度選択届出書」の届出の効力は、相続人には及びません。このため、相続人がこの特例の適用を受けるかどうかは、その相続人の選択によります。簡易課税制度の適用を引き続き受けたい場合は、その課税期間中に改めて届出を行います。

#### 簡易課税制度の仕入控除税額の計算

$$\text{仕入控除税額} = \frac{\text{課税標準額に対する消費税額}}{\text{(売上対価の返還等に係る消費税の合計額を控除した残額)}} \times \text{みなし仕入率}$$

#### 簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業 (他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)	90%
第二種事業	小売業 (他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで消費者に販売する事業)	80%
第三種事業	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融・保険業、サービス業	50%
第六種事業	不動産業	40%

消費税軽減税率対策については下記を御参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/2016/160413zeisei.pdf>

### (3)消費税軽減税率制度への対応

～軽減税率に対応するための補助金があります～

#### 消費税軽減税率制度の概要

○実施時期：平成31年10月1日

○対象品目：・酒類及び外食を除く飲食料品

- 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

○軽減税率：8%（国分6.24%、地方分1.76%） 標準税率：10%（国分7.8%、地方分2.2%）

#### 軽減税率対策補助金の概要

中小企業・小規模事業者等の方々に、消費税軽減税率制度への対応を円滑に進めていただくため、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などに要する経費の一部を補助します。

	レジ導入等の支援 (A型)	受発注システムの改修等の支援 (B型)
概要	複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。）	電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。
補助率	原則2/3 ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合3/4 ・タブレット等の汎用端末は1/2（周辺機器とのセット購入のみ補助対象）	2/3
補助額上限	レジ1台あたり20万円。新たに行う商品マスターの設定や機器設置に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円が加算。複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限。	小売事業者等の発注システムの場合 1000万円 卸売事業者等の受注システムの場合 150万円 発注システム・受注システム両方の場合 1000万円

#### 詳細

軽減税率対策補助金事務局ホームページ（[www.kzt-hojo.jp](http://www.kzt-hojo.jp)）をご確認ください。

#### 補助金に関する問い合わせ先

本補助金制度についてのご質問は、軽減税率対策補助金事務局コールセンターにご連絡ください。  
(電話番号) 0570-081-222

(受付時間：平日9時～17時／通話料有料)

## 税制に関する窓口及び相談機関

### ①国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談室が設置されており、国税に関する質問又は相談に応じています。

質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

#### ■国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続の概要・届出書等の様式などが掲載されています。

### ②地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村においても、税の相談に応じていますので、各自治体にお問い合わせください。

## より詳しく知りたい方へ

本パンフレットでご紹介した中小企業税制をご活用される場合には、各種中小企業支援のための法律の申請等が必要となる場合もありますので、下記のホームページに掲載されている各種パンフレットや手引書等も、併せて参考にしてください。

### (1)中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援施策について掲載しています。

### (2)ミラサポホームページ

<https://www.mirasapo.jp/>

### (3)経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載しています。

本パンフレットに掲載されている税制について不明な点などございましたら、各項目に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

今後とも、より一層皆様にとって活用しやすいパンフレットの作成に努めて参りますので、本パンフレットについてお気づきの点などございましたら、下記までご連絡いただければ幸いです。

### 中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

Eメールアドレス chusyo-toiawase@meti.go.jp